

藤沢市自転車通行空間のあり方

藤 沢 市

はじめに

自転車は、生活する上での活動において通勤・通学・買い物など様々な場面で交通手段として利用されている。近年では、エネルギー消費、騒音や排気ガスの発生といった観点から、環境負荷の低い交通手段として見直され、そのニーズは高まってきている。

一方、自転車の利用環境となると、道路交通法上は軽車両に位置づけられ、原則的に通行位置は車道の左側端とされてきた。これが昭和 40 年代には「交通戦争」といわれた交通事故の激増の時期を迎え、昭和 50 年代には道路交通法の改正により多くの歩道で「自転車通行可」の規制により自動車と自転車通行の分離が図られた。これにより、道路の車道通行において弱者とされていた自転車が、歩道内を通行することとなり、歩行者の安全確保が大きな課題となっている。

このようななか、藤沢市では、平成 26 年 3 月に自転車施策の総合的な計画となる「ふじさわサイクルプラン」を策定したうえで、平成 26 年 9 月には、自転車通行空間の整備形態の選択や整備方法の考え方などを取りまとめた「藤沢市自転車走行空間のあり方」（今回の改定で「藤沢市自転車通行空間のあり方」に名称を変更）を策定し、自転車通行空間整備を推進しているところである。

藤沢市内の交通事故の状況をみると、全交通事故件数の減少傾向は顕著になっており、それに比例する形で自転車関連事故件数も減少してきている。

これまでに推進してきた、自転車通行空間整備や交通安全啓発活動の成果が一定程度、自転車関連事故の減少に寄与していると見ることもできる。

しかし、藤沢市の自転車通行空間整備の状況は、先進的に進めている自治体に比べ、まだまだ遅れをとっている状況にある。

このため、藤沢市の自転車通行空間整備をさらに推進することを目的として、令和 6 年 6 月に改定された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の主旨を踏まえつつ、特に路面表示設置について柔軟な対応が図れるよう、改定を行ったものである。

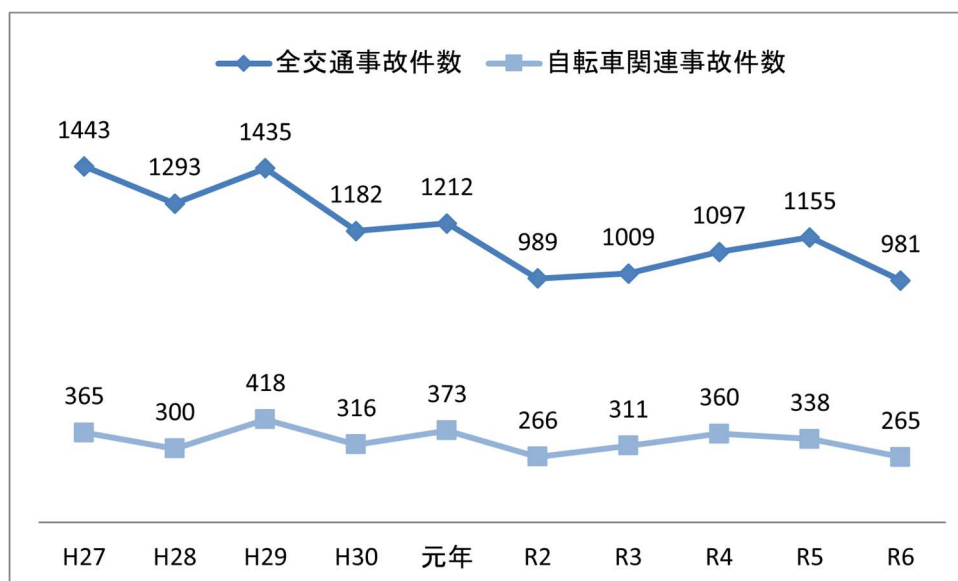


図 藤沢市内の交通事故件数（2024 年（令和 6 年）藤沢市内の交通事故統計より）

目 次

1	改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	法令上の自転車通行空間・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	自転車通行空間設置の考え方・・・・・・・・・・・・	12
5	法定外の路面表示・サイン ・・・・・・・・・・・・	33
6	今後の取組み方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45

1 改定の背景

1-1 全国的な自転車通行空間整備への動き

国土交通省道路局と警察庁交通局は、平成23年11月に、自転車関連の諸課題を受けて、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を行うため、有識者からなる「安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設け、平成24年4月5日に、検討委員会から「みんなにやさしい自転車環境-安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた提言-」が提出された。

国土交通省道路局と警察庁交通局は、この提言を踏まえ、各地域において、道路管理者や各都道府県警が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等が進められるよう、平成24年11月に、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）をとりまとめ公表した。

その後、平成26年12月に、ガイドラインの目指す、安全で快適な自転車利用環境の創出をさらに促進していくため、検討委員会を開催し、ガイドライン改定に向けた検討が進められ、平成28年3月には、検討委員会から「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言が、国土交通省道路局及び警察庁交通局に提出された。

この提言を踏まえ、平成28年7月に、ガイドラインの「Ⅰ．自転車通行空間の計画」、「Ⅱ．自転車通行空間の設計」の部分について、改定が行われた。

また、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行され、同法に基づき、国は自転車活用推進計画を閣議決定した。

その後、平成31年4月25日に、道路構造令の一部を改正する政令が施行され、既存の道路のみならず、新たに整備する道路における自転車通行空間の確保を推進するため、自転車を安全かつ円滑に通行させるため設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」が新たに規定された。

ガイドラインや道路構造令の一部改正などを踏まえ、第2次自転車活用推進計画を令和3年5月28日に閣議決定し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進することなどについて位置付けられた。

さらに、令和6年11月1日には、道路交通法が新たに改定され、運転中のながらスマホや酒気帯び運転についての罰則強化に加え、令和8年4月1日からは自転車の交通違反に「交通反則通告制度」（通称：青切符）が導入される。

これらのことから、本市としても安全で快適な自転車利用環境の創出を一層進めるべく、本書の改定を行った。

1-2 藤沢市の自転車通行空間整備への動き

藤沢市では、『自転車は「車両」であり、車道を通行することを大原則』としたガイドラインの公表を受け、自転車施策に関する総合的な計画となる「ふじさわサイクルプラン」（以下、「サイクルプラン」という）を平成 26 年 3 月に策定した。

平成 26 年 9 月には、サイクルプランに位置づけた「自転車ネットワーク路線」についての自転車通行空間の整備形態の選択や各整備形態の統一した整備方法の考え方を取りまとめた、「藤沢市自転車走行空間のあり方」（今回の改定で「藤沢市自転車通行空間のあり方」に名称を変更）（以下、「本書」という）を策定し、自転車通行空間整備を進めてきた。

本書の改定にあたっては、ガイドライン改定の主旨を踏まえつつ、これまでに藤沢市で進めてきた自転車通行空間整備に対する方針や地域性にも配慮した内容となるように、ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会での意見交換や関係機関との調整を重ね、平成 28 年 11 月、平成 29 年 11 月及び令和 2 年 3 月に改定を行った。

今回は、ガイドラインの改定に基づき「自転車走行空間」から「自転車通行空間」へ文言の修正を行うとともに、実際に整備を行ってきた過程で明らかとなった課題の解消や効率的な整備を進めるために本書の「4 自転車通行空間設置の考え方」、「5 法定外の路面表示・サイン」の部分について、主に改定を行った。

2 総則

2-1 目的

本書は、道路管理者が自転車通行空間整備が必要な箇所において、普通自転車^{※1}の通行空間を整備する場合における藤沢市内での統一したルールを設け、普通自転車利用者の利便性と安全性の向上が図られることを目的とする。

<解説>

本書は、「ふじさわサイクルプラン」で定めた「自転車ネットワーク路線」やその他自転車通行空間整備が必要な箇所を対象とする。自転車通行空間関連の用語については、道路法に基づく「道路構造令^{※2}」と「道路交通法^{※3}」で異なるなど非常に分かりづらく、最近ではたびたびテレビや新聞等で、自転車の話題が取り上げられることが多くなってきたが、その内容を完全に理解して自転車を利用している人は少ないと思われる。また、標識令^{※4}に則らない、啓発サインや路面のカラー化なども設けることができるため、そのルールの認識は、利用者にとって困難なものとなっている。

本書は、自転車利用者の立場に立った統一的な基準を設けることで、自転車利用者に混乱を与えることなく視覚的に通行ルール及び通行位置等が認識できるような基準とすることを目的とすると共に、そのことによる自転車利用者の利便性や安全性の向上も目的としている。さらに、市内の道路設計に携わる道路管理者の自転車通行空間整備のマニュアル的なものとして本書を運用するものとする。

なお、本書において「自転車」とは「普通自転車」を表し、法令上の表現等でない限り、「普通自転車」は「自転車」と表記する。

※1 普通自転車：車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（道路交通法第63条の3）
法第63条の3の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
 - イ 長さ 190cm □ 幅 60cm
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - イ 側車を付していないこと。
 - 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
 - ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
 - ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（道路交通法施行規則第9条の2）

※2 道路構造令：（昭和45年10月29日政令第320号）

道路の安全性・円滑性を確保する観点から、最低限確保すべき一般的技術的基準を定めた法令。なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び法律第105号）の施行に伴う、「道路法」および「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、これまで国が全国一律に定めていた都道府県道及び市町村道の技術的基準等を各地方公共団体の条例で定めることとなり、藤沢市においても、平成24年12月20日に「藤沢市道の構造の技術的基準を定める条例」を施行した。したがって、藤沢市道の整備は、同条例に基づいて行うものだが、本書の中では、「道路構造令」と表記する。

※3道路交通法：（昭和35年6月25日法律第105号）

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする法律。

※4標識令：道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）

道路法第45条第2項で、「前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。」と規定されており、この「内閣府令・国土交通省令」が標識令である。標識令では、道路標識等の視認性・判読性を確保するため、種類、様式、設置場所を規定している。道路法において、道路標識と称するのは標識令において規定されたものに限られ、それ以外のものは道路法上の道路標識には当たらず、「法定外」となる。なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号及び法律第105号）の施行に伴う、「道路法」および「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、これまで国が全国一律に定めていた「案内標識」、「警戒標識」の寸法、文字の大きさを各地方公共団体の条例で定めることとなり、藤沢市においても、平成24年12月20日に「藤沢市道の道路標識に関する条例」を施行した。したがって、藤沢市道の整備は、同条例に基づいて行うものだが、本書の中では、「標識令」と表記する。

2-2 適用の範囲

本書は、藤沢市道（将来的に藤沢市道になるものも含む）を道路管理者である藤沢市が整備する場合に適用する。また、市内の道路を藤沢市以外が整備する場合にあっても、参考にされたい。

<解説>

本書は、市内の自転車道等の設計仕様を統一化する目的ではあるが、国道や県道等は道路管理者が藤沢市ではないため、基本的には藤沢市が整備する場合および将来的に藤沢市に移管が予定されている藤沢市以外の事業施行者の道路設計に適用する。その他市内の国道、県道等の道路設計についても市内の設計仕様の統一化のため参考にされたい。

改定されたガイドラインでは、自転車歩行者道の活用が、整備形態から除外されるなどされているが、これまでの整備状況や地域の実情を踏まえ、本書では当面の整備形態として、自転車歩行者道を活用できるものとしている。

本書は、自転車道等の設計の参考資料として活用するものであり、地域の実情に応じて弾力的に運用することを基本としているが、本書に定めのない事項については、交通管理者との協議に基づき実施していくものとする。

3 法令上の自転車通行空間

3-1 法令上の自転車通行空間

道路構造令、道路交通法による自転車通行空間に関する用語の定義を以下に示す。

用語	道路構造令	道路交通法	参照
自転車道	(第2条第2号) 専ら自転車の通行の用に供するために、 縁石線又は柵その他これに類する工作物に より区画して設けられる道路の部分进行う。	(第2条第1項第3の3号) 自転車の通行の用に供するため縁石線又は 柵その他これに類する工作物によって区 画された車道の部分をいう。	図3-1①
自転車 専用通行帯	—	(第20条第2項) 車両は、車両通行帯の設けられた道路にお いて、道路標識等により通行の区分が指定さ れているときは、当該通行の区分に従い、当 該車両通行帯を通行しなければならない。	図3-1②
自転車通行帯	(第2条第15号) 自転車を安全かつ円滑に通行させるため に設けられる帯状の車道の部分をいう。	—	図3-1②
自転車 歩行者道	(第2条第3号) 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供す るために、縁石線又は柵その他これに類す る工作物により区画して設けられる道路の 部分をいう。	—	図3-1③、④
歩道	(第2条第1号) 専ら歩行者の通行の用に供するために、 縁石線又は柵その他これに類する工作物に より区画して設けられる道路の部分进行う。	(第2条第1項第2号) 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は 柵その他これに類する工作物によって区 画された道路の部分进行う。	図3-1③、④
路側帯	—	(第2条第1項第3の4号) 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用 を保つため、歩道の設けられていない道路又 は道路の歩道の設けられていない側の路端 寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路 標示によって区画されたものをいう。	図3-1⑤
路肩	(第2条第12号) 道路の主要構造部を保護し、又は車道の 効用を保つために、車道、歩道、自転車道又 は自転車歩行者道に接続して設けられる帯 状の道路の部分进行う。	—	図3-1①～ ⑤

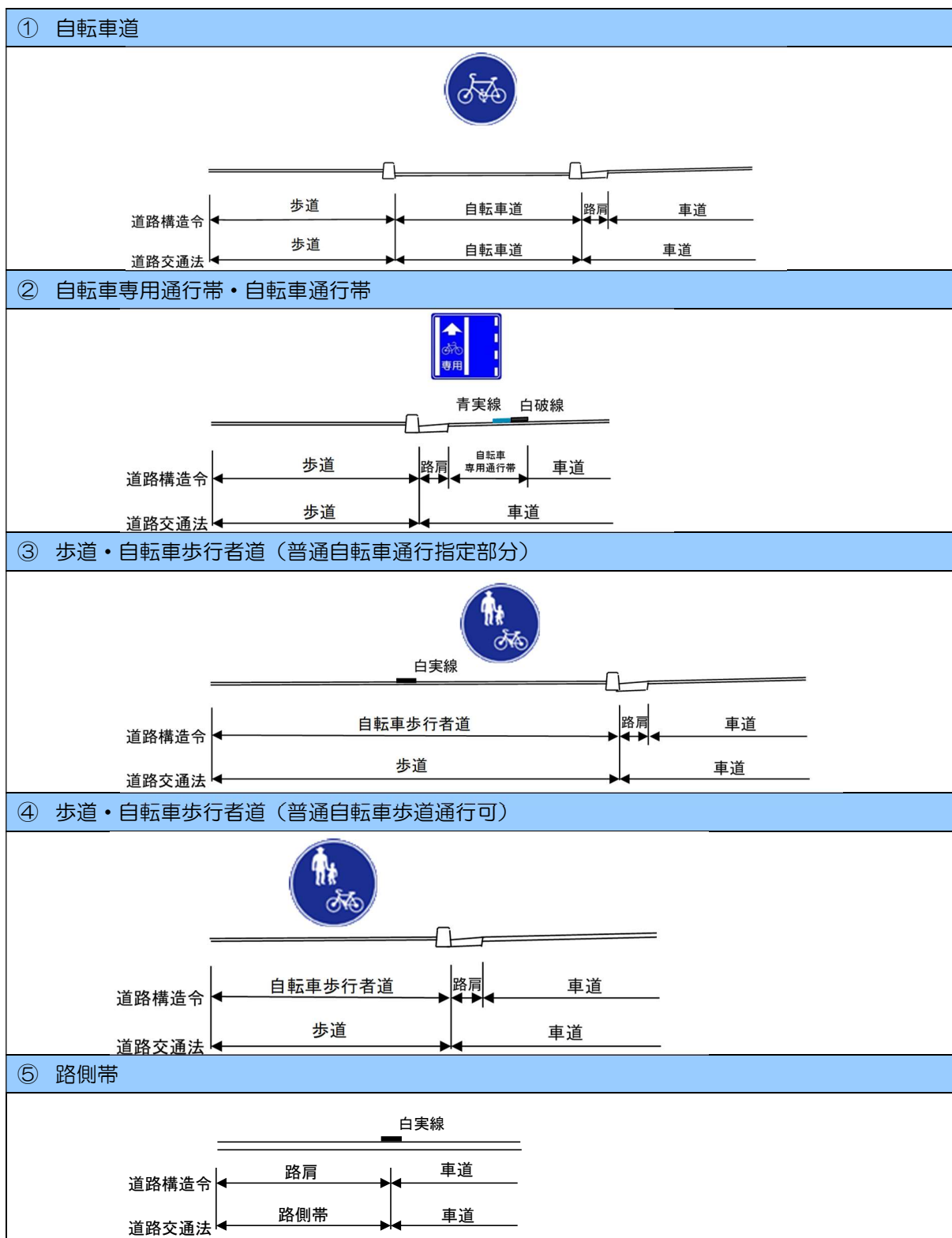


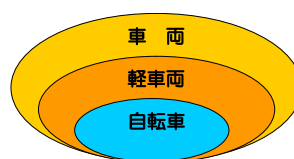
図 3-1 自転車通行空間に関する法令別の区分

3-2 道路交通法における自転車の通行方法

道路交通法における自転車通行空間の通行方法を以下に示す。

通行区分	自転車通行空間の通行方法	参照
車道の通行	- 車両は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第 17 条第 1 項） - 軽車両にあっては、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第 18 条第 1 項） - 軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。（道路交通法第 17 条の 2 第 1 項）	図 3-2 ②～⑧
自転車道の通行	- 普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。（道路交通法第 63 条の 3） - 自転車道が設けられている道路における自転車道、自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道とする。（道路交通法第 16 条第 4 項）	図 3-2 ①
自転車専用通行帯の通行	車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければならない。（道路交通法第 20 条第 2 項）	図 3-2 ②
歩道の通行	- 普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。 ① 道路標識等により普通自転車が歩道を通行することができることとされているとき。（道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 1 号） ② 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。（道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 2 号） ③ 車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。（道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 3 号） - 普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項） - 普通自転車は、道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（「普通自転車通行指定部分」）があるときは、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）	図 3-2 ③、④

車両・軽車両・自転車の概念図



<解説>

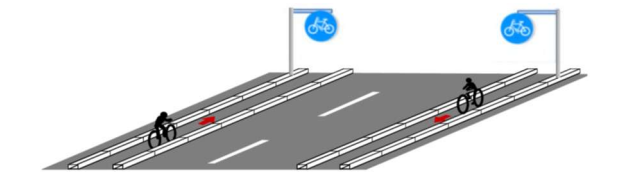
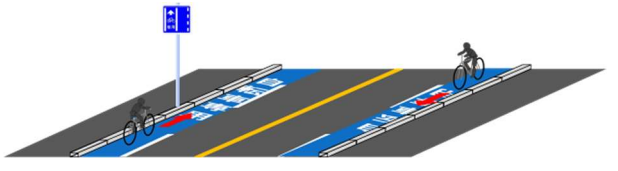
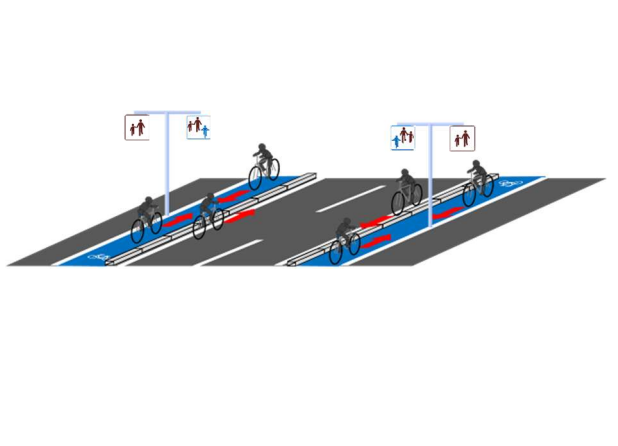
原則的に自転車は車道の左側端を通行するということが重要なルールであり、歩道通行はあくまでも例外である。歩道においては、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合に自転車の通行が可能であるほか、道路交通法施行令第26条に規定された以下の場合についても、歩道の通行が例外的に可能である。

1. 児童・幼児（13歳未満）
2. 70歳以上の高齢者
3. 内閣府令で定める障がい（視覚・聴覚等の障がい、音声・言語等の機能障がい、肢体不自由など）の障がい者

上記3点のほか、車道や交通の状況から自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときは、歩道通行が認められる。

自転車道が設置されている道路では、「普通自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。」（道路交通法63条の3）とされ、自転車道以外は通行できなくなる。

また、「普通自転車歩道通行可の指定」がある場合は、自転車は、歩道上の指定部分を通行することとなるが、同指定は、歩行者の通行を妨げるものではないため、徐行する必要がある。

① 自転車道が設置されている場合	
	・普通自転車は、自転車道が設置されている場合は、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。 （道路交通法第63条の3）
② 自転車専用通行帯が設置されている場合	
	・自転車は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければならない。 （道路交通法第20条第2項）
③ 歩道上に普通自転車通行指定部分がある場合	
	・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項） ・普通自転車は、道路標識等により通行すべき部分として指定された部分（「普通自転車通行指定部分」）を通行することができる。この場合、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行する歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。 （道路交通法第63条の4第2項）

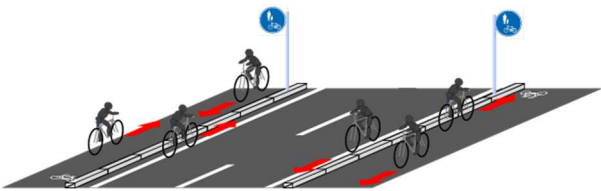
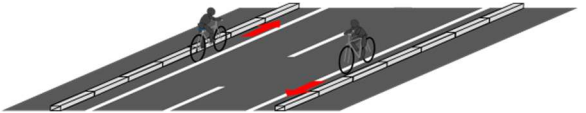
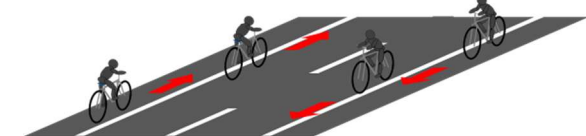
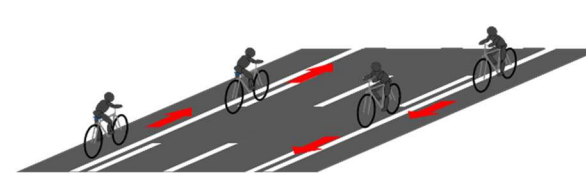
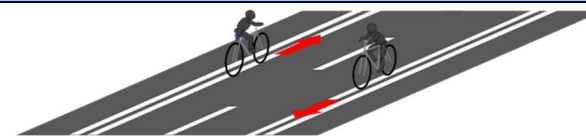
④ 歩道上に普通自転車歩道通行可の指定がある場合	 ・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項） ・普通自転車は、道路標識等により普通自転車歩道通行可の指定がされているときは、歩道を通行することができる。 （道路交通法第63条の4第1項） ・普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。 （道路交通法第63条の4第2項）
⑤ 歩道上に普通自転車通行可の指定がない場合	 ・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
⑥ 路側帯がある場合（白実線1本）	 ・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 （道路交通法第18条第1項） ・路側帯がある場合は、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができる。 （道路交通法第17条の2第1項）
⑦ 駐停車禁止路側帯がある場合（白実線＋白破線）	 ・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。 （道路交通法第18条第1項） ・駐停車禁止の路側帯がある場合でも、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができる。 （道路交通法第17条の2第1項）
⑧ 歩行者専用路側帯がある場合（白実線2本）	 ・自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）

図 3-2 自転車通行空間の通行方法

4 自転車通行空間設置の考え方

4-1 自転車道等の整備に係る調整

道路管理者は、自転車道等の整備を行う際には、事前に交通管理者と調整し、双方確認を行うこと。

4-2 自転車通行空間整備の基本的考え方

安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備のためには、次のような整備形態を選択するものとする。

（整備形態の選択）

- ① 自動車の規制速度^{※1}が50km/h超^{※2}の場合の自転車通行空間は自転車と自動車の走行速度の差が大きく、接触した場合の危険度が非常に大きいことから、自転車と自動車、自転車と歩行者の双方の間で構造分離を行った「**自転車道**」として整備を行う。
- ② ①に該当するものを除いて、自動車の規制速度が40km/h超かつ50km/h以下^{※3}もしくは自動車交通量が4,000台/日超の場合の自転車通行空間は車道の左側端を「**自転車専用通行帯**」として指定する整備形態で整備を行う。
- ③ 自動車の規制速度が40km/h以下^{※4}かつ自動車交通量が4,000台/日以下の場合、車道の左側端を自転車が通行する「**車道混在**」の整備形態で整備を行う。
- ④ 上記の整備形態は基本的に道路の各側に整備するものとするが、地形の状況、自転車の交通量及び周辺土地利用の状況によっては、片側のみの整備の可能性についても検討を行う。また、用地買収が困難で必要な整備形態での整備が難しい場合、周辺道路の状況や自動車交通量を検討して、当該道路の一方通行化の可能性についても検討を行う。
- ⑤ 「自転車道」での整備が、用地買収が困難等の理由により整備することが難しい場合、当面の整備形態として、既存の自転車歩行者道を活用するものとする。
- ⑥ 「自転車専用通行帯」での整備が、用地買収が困難等の理由により整備することが難しい場合、当面の整備形態として、「車道混在」の整備形態で整備を行うことを原則とする。しかし、すでに自転車歩行者道で整備をしている場合で、費用対効果を考えた中で既存の自転車歩行者道の活用も検討する。
- ⑦ 歩道が設置されていない箇所において自転車通行空間の整備を行う場合は、歩行者空間を確保した上、「車道混在」の整備形態で整備を行うものとする。

ただし、鉄道駅周辺の自転車通行空間については、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画」（現在は「鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画」に名称を変更）に基づき、「自転車ピクトグラム【左側通行】」で整備を行うものとする。

※1 「規制速度」とは、標識や標示によって指定された最高速度のこと。自動車や原動機付自転車を運転するときは、その規制速度を超えてはいけない。新設の道路等、設計の段階では規制速度が決定していない場合は、計画時や設計時から、道路管理者と都道府県警察とで速度規制の方針について協議を行い、将来実施する速度規制を想定した上で、整備形態を選定する。また、規制速度の見直しの検討等を行っている道路や速度規制が行われていない道路等については、当該道路の役割や沿道状況を踏まえた上で、必要に応じて実勢速度を用いるものとする。

※2 「50km/h超」とは速度>50km/hであり、50km/hは含まない。（例：60km/h）

※3 「40km/h超かつ50km/h以下」とは40km/h<速度≤50km/hであり、40km/hは含まない。（例：50km/h）

※4 「40km/h以下」とは速度≤40km/hのことである。（例：30km/h、40km/h）

<解説>

- ① 自動車の規制速度が50km/h超とは、実際には一般道において法定速度（最高速度）「60km/h」で運用されている場合となる。このように自動車の速度が高い場合、万が一自動車と自転車が接

触してしまった場合は大きな事故につながる可能性が高くなることから、縁石等で構造分離を行い自転車のみの独立した空間となる「自転車道」を整備するものとする。

- ② 自動車の規制速度が40km/h超かつ50km/h以下とは、実際には一般道において「50km/h」で運用されている場合となる。また、規制速度は40km/hに満たないが、自動車の交通量が4,000台/日超の場合も対象となる。この場合、自動車と自転車の構造分離までは行う必要はないが、視覚的に分離する必要があることから、道路の左側端に「自転車専用通行帯」を整備するものとする。なお、上記の自転車と自動車の構造的な分離の目安に該当しない道路においても、自転車の安全かつ快適な通行に支障を及ぼす程度の自動車交通量がある場合には、通行の整序化を図るため、自転車と自動車を構造的に分離することができる。
- ③ 自動車の規制速度が40km/h以下とは、実際には一般道において「40km/h」、「30km/h」等で運用されている場合となる。自動車の規制速度が40km/h以下であり、かつ、自動車の交通量が4,000台/日以下の場合、車道の左側端を自動車と混在する「車道混在」の整備形態で整備を行うものとする。なお、自転車の安全かつ快適な通行に支障を及ぼす程度の自動車交通量がある場合には、通行の整序化を図るため、自転車と自動車を構造的に分離することができる。また、自動車の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼす程度の自転車交通量がある場合には、自転車と自動車を視覚的に分離することができる。
- ④ 「自転車道」は、道路構造令第10条第1項及び第2項において、「道路の各側に設けるものとする」と規定されている。また、「自転車専用通行帯」や「車道混在」で整備を行う場合、自動車の進行方向と同方向に自転車も一方通行となることから、片側のみへの設置を行った場合、設置した側と逆方向への通行が不可能になるため、道路の各側への設置が必要となる。しかし、用地買収が困難であり、片側は店舗や家屋等への出入りが無い等の状況において自転車の交通量が片側のみで足りてしまう場合等の状況がある場合には、双方向通行の「自転車道」を片側への整備の検討を行う。

なお、「自転車道」は一方通行が基本となっており、特別の場合に限り、暫定的に双方向通行を適用できるものとする。

また、同様に用地買収が困難な場合で、両側への自転車通行空間の設置が難しい場合には、当該道路の自動車交通量や自転車交通量等を精査し、自動車交通も含めた一方通行化が可能かどうかの検討も行う。その場合、通行できなくさせる方向の交通の迂回路等について、交通管理者と十分な協議を行う必要がある。
- ⑤ 規制速度が50km/h超に変更されるなど、既存の路線で「自転車道」の整備が必要となる場合で、用地買収が困難などの理由により、「自転車道」の整備が難しい場合には、当面の整備形態として既存の自転車歩行者道を活用するものとする。ただし、自転車交通量が少なく、かつ歩行者と自転車の交通量を踏まえて歩行者と自転車を分離する必要がないと判断されるときに限る。
- ⑥ 用地買収が困難などの理由により、「自転車専用通行帯」の整備が難しい場合には、当面の整備形態として「車道混在」を検討するものとする。しかし、すでに自転車歩行者道を整備していて、既存の自転車歩行者道の空間が広く確保できている場合は、通行部分指定など自転車と歩行者の分離ができる場合については、車道混在と合わせて既存の自転車歩行者道の活用も検討に入れる。
- ⑦ 歩道がない箇所、自転車通行空間の整備を行う場合は、原則、歩行者の空間を道路の左側端に確保した上、その内側に「車道混在」の空間を設けることとする。（道路交通法上は、道路の左側端に設けられた路側帯を通行することでもできるが、自転車は原則車道通行であるため、車道側へ誘導するために明示をする。）

ただし、鉄道駅周辺の自転車通行空間については、「鉄道駅周辺の自転車走行空間整備計画」（現在は「鉄道駅周辺の自転車通行空間整備計画」に名称を変更）に基づき「自転車ピクトグラム【左側通行】」で整備を行うものとする。

4-3 自転車通行空間の色・表示について

① 原則

自転車通行空間には、自転車利用者が整備形態の違いによって自転車の通行位置を迷うことがないよう、必要な箇所にカラー舗装等を施すものとする。

② カラー舗装の色

・色に関しては、下表に示す色を標準とし、この色を「自転車通行空間共通色」とする。

R G B※1	O 137 182	
色 票 番 号 ※ 2	69-50T	
マンセル値※3	10B5/10	

・景観に配慮が必要な箇所では、下表に示す景観に配慮した色を標準とする。（景観配慮色）

R G B※1	100 123 145	
色 票 番 号 ※ 2	75-50H	
マンセル値※3	5PB5/4	

上記の色を標準とするが、カラー舗装をする箇所が通常のアスファルト舗装とは異なる色（コンクリート舗装等）の場合は、舗装の色との対比を考えてカラー舗装の色を設定する。

※1 RGB RGBは色の表現法の一つで、赤(Red)、緑(Green)、青(Blue)の三つの現色を混ぜて幅広い色を再現する加法混色的一种である。RGBは三原色の頭文字である。

※2 色票番号 色票番号は(社)日本塗料工業会が定める色の表現法で、建築や塗装など景観に関連する業界に広く普及しているもの。マンセル値と同様、色の三属性(色相、明度、彩度)で表現する。

※3 マンセル値 マンセル値(Munsell color system)とは、色を定量的に表す体系である表色系の1つ。色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。

③ 路面表示(ピクトグラム・矢羽根)の色

ピクトグラムについては、白色を基本とする。

矢羽根については、整備形態に応じて、色を使い分けることができるものとする。

車道混在の矢羽根は、カラー舗装の色の考え方に基づくことを基本とする。

④ 整備形態ごとの色の表示例

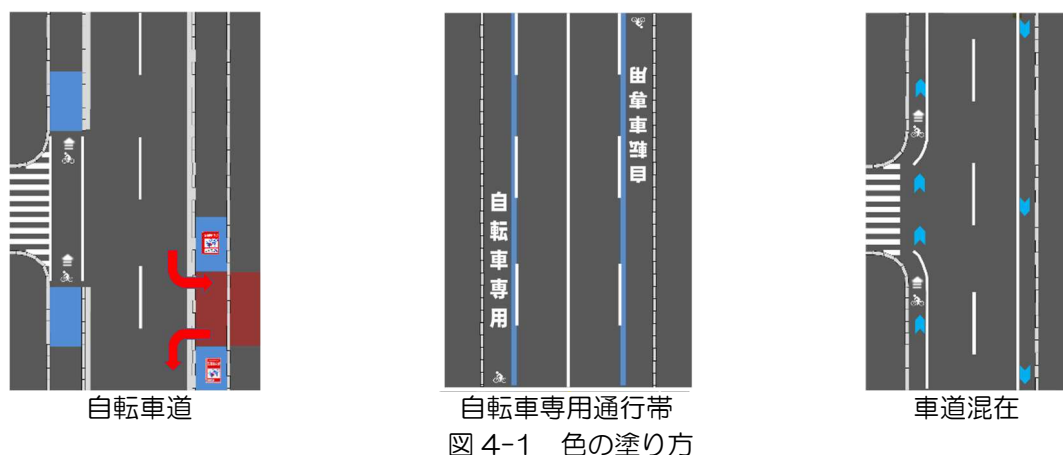


図 4-1 色の塗り方

整備形態	色の表示方法
自 転 車 道	自転車道の部分のうち、交差点部や車両の出入りのための切り下げ部の前後にカラー舗装を行う。
自転車専用通行帯	自転車専用通行帯の車道側に幅 30cm のカラー舗装を行う。
車 道 混 在	車道左側に「②カラー舗装の色」の考え方に基づき、矢羽根設置を行う。

※路面表示（ピクトグラム・矢羽根）については「③路面表示（ピクトグラム・矢羽根）の色」の考え方に基づき設置を行う。

<解説>

① 原則

自転車利用者が自転車通行空間に入りやすくすると共に、並行して走る自動車も自転車通行空間であることを認識しやすくするため、自転車通行空間にカラー舗装を施すものとする。カラー舗装の色には、「交通事故防止対策事例集～生活道路の事故を減らすために～（平成 20 年 12 月神奈川県交通安全対策協議会交通施設部会）」では、車は赤褐色（ベンガラ色）、人は緑色、自転車は青色とされている。市内の歩行者空間や交差点の危険箇所等においては、すでにこの決まった色でカラー舗装されている箇所も多いことから、利用者を混乱させないことや色によって自転車通行空間であることを認識してもらうため、自転車通行空間は青系の色で、カラー舗装を施すものとする。

② カラー舗装の色

自転車通行空間へのカラー舗装の色については、前述の「交通事故防止対策事例集～生活道路の事故を減らすために～（平成 20 年 12 月神奈川県交通安全対策協議会交通施設部会）」で青色とされており、また平成 20 年 5 月 20 日に警察庁交通局交通規制課長からの「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通規制関係事務の運用について」の通達の中で、「自転車専用通行帯の設置に当たっては、視覚的な分離を図ることも効果的であることから、道路管理者と連携し、カラー舗装の導入について検討することが望ましい。その際、舗装の色については、原則として青色系の色を用いること。」とされている。したがって、基本的には青系の色としていき、その色は、標識に用いられている青色と同系の色とした。

また、藤沢市は平成 19 年 1 月に「藤沢市景観計画」を策定し、その中の「第 V 章公共施設編」

「1. 公共施設デザインの考え方」「(2) 類型別公共施設の景観形成の基本的な考え方」の中で、「幹線道路や自動車専用道路は、デザイン及び色彩などへの配慮と緑化の推進を目指す」としていることから、景観形成地区等の景観に配慮が必要な箇所※においては、景観面への影響を配慮して「景観配慮色」を設定した。

「景観配慮色」の決定にあたっては、学識経験者等で構成される藤沢市景観アドバイザーに相談を行い、次のような方針で色彩を選択した。

方針1 色相としては、青系の色を用いる（青と認識させるための色相（B、PB、BG）、彩度（2以上））

方針2 安全面への配慮から、道路標示の色（白色）が目立つよう、明度を上げすぎない。（明度7未満）

方針3 目立ちすぎないように彩度を抑えた色（彩度5未満）とする。

方針4 色覚異常の方が色相で区別が付かなくても認識可能のようにアスファルトの明度（明度3）との差を1.5以上とする（明度4.5以上）。

以上4つの方針により、景観に配慮した色（マンセル標記 色相5PB、明度5、彩度4）を定め、景観への配慮が必要な箇所において自転車通行空間を整備する際、共通して用いるものとする。

※景観への配慮が必要な箇所

藤沢市景観計画に定めた特別景観形成地区や景観形成地区内の道路の他、景観重要公共施設に位置付けられた道路などが該当。また、周辺景観との調和に対し配慮が必要と判断される箇所においても、使用していくことが考えられる。

③ 路面表示（ピクトグラム・矢羽根）の色

路面表示については、視覚的な分離を図ることが効果的であり、整備形態ごとに、視認性が高まる配色設定をする必要がある。「③路面表示（ピクトグラム・矢羽根）の色」に示す方向性を基本とするが、関係機関との協議のうえ、道路の状況に応じて対応を図ることも例外的にできるものとする。

④ 整備形態ごとの色の表示例

カラー舗装の主目的は、前述のように自転車利用者を自転車通行空間に誘導することにある。したがって、構造分離がされている箇所においては、自転車が迷う可能性もなく、白線や法定外表示等で自転車の通行空間を明示している箇所においても、経済性を考えるとカラー舗装まで行う必要性も低いと考えられる。よって、自転車道や歩道上の自転車通行部分指定がある箇所では、交差点等の出入り口部分へのカラー舗装を行うものとする。その他、車道に整備をする自転車専用通行帯においては、自転車だけでなく、自動車に自転車通行空間であることを認識させる必要があるため、車道側に幅30cmのカラー舗装を施すものとする。

4-4 自転車道設置の考え方

① 原則

自転車道は原則として道路の各側に設置し、一方通行を基本とする。

② 一方通行の道路の場合

(ア) 一方通行の道路においても、自転車道は原則、道路の各側に設置する。地形の状況や反対側に歩行者及び自転車の利用実態がない場合等、特別の理由により、やむを得ない場合においては、片側のみの自転車道を設置することができる。

(イ) 片側に自転車道を設置する場合は、反対側の歩道のない場所には、路側帯等の区画線は設置しないことが望ましい。

<解説>

① 原則

- 自転車道は道路の各側に設けるのが原則である（道路構造令第10条）。道路交通法上、自転車道を片側に設置すれば、やむを得ない場合を除き自転車道を通行しなければならない（道路交通法第63条の3）。
- 自転車道は、双方向通行の場合は、自動車と逆方向に通行する自転車の出会い頭事故の危険性、交差点内での自転車同士の交錯の危険性、単路部における快適性の確保などの課題があることから、これらを踏まえて自転車道は一方通行を基本とする。
- 自転車道は一方通行を基本とするが、下記①～④の全ての条件を満たす特別の場合に限り、暫定的に双方向通行を適用できるものとする。
 - ① 一定の区間長で連続性が確保されていること
 - ② 区間前後・内に双方向通行の自転車道が交差しないこと
 - ③ 区間内の接続道路が限定的で自転車通行の連続性・安全性が確保できること
 - ④ ネットワーク区間概成段階で一方通行の規制をかけることができること
- やむを得ず自転車道の片側設置を行う場合、自転車道を設置した反対側の歩道が「普通自転車歩道通行可」の指定がある場合を除き、歩道も車道も通行することはできないことから、自転車が誤って通行しないような工夫を行う。

② 一方通行の場合

(ア) 一方通行の道路においても、自転車道は道路の各側に設置することが原則である。なお、地形の状況や反対側に歩行者及び自転車の利用実態がない場合等、特別の理由により、やむを得ない場合においては、片側のみの自転車道を設置することができるが、①原則の3項の条件を満たす特別の場合に限り、暫定的に双方向通行を適用できる。

(イ) 自転車道が設置されている場合、自転車道を通行しなければならない規定があるため（道路交通法第63条の3）、車両と逆方向に通行する自転車が自転車道以外の部分を通行しないように、看板等で注意喚起を促す等工夫を行う必要があるほか、歩道がなければ路側帯等の区画線は設置しないことが望ましい。

また、沿道に商店が建ち並ぶ箇所等においては、商店に設置される自転車置き場等への出入りについても十分考慮する必要がある。

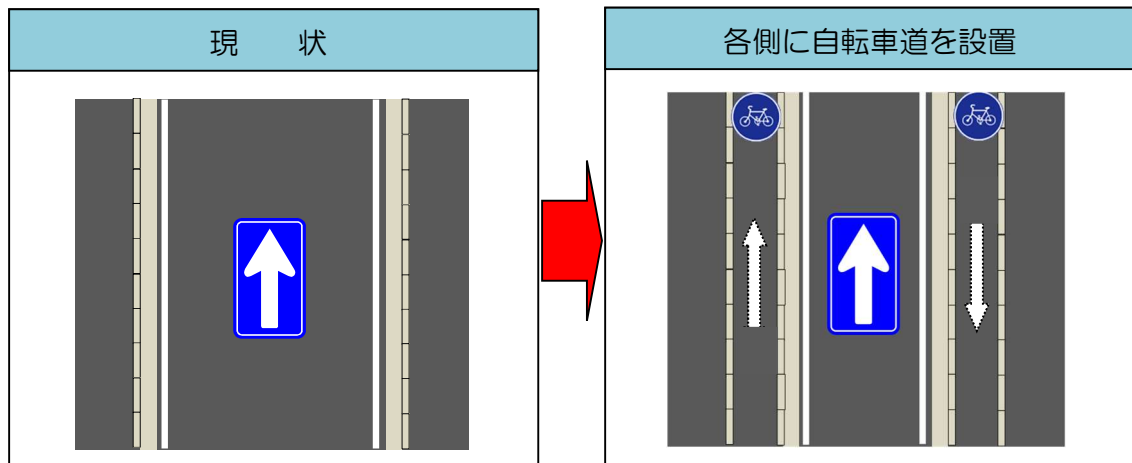


図 4-2 各側に歩道が設置された一方通行の場合の自転車道の設置
(自転車道は一方通行を基本)

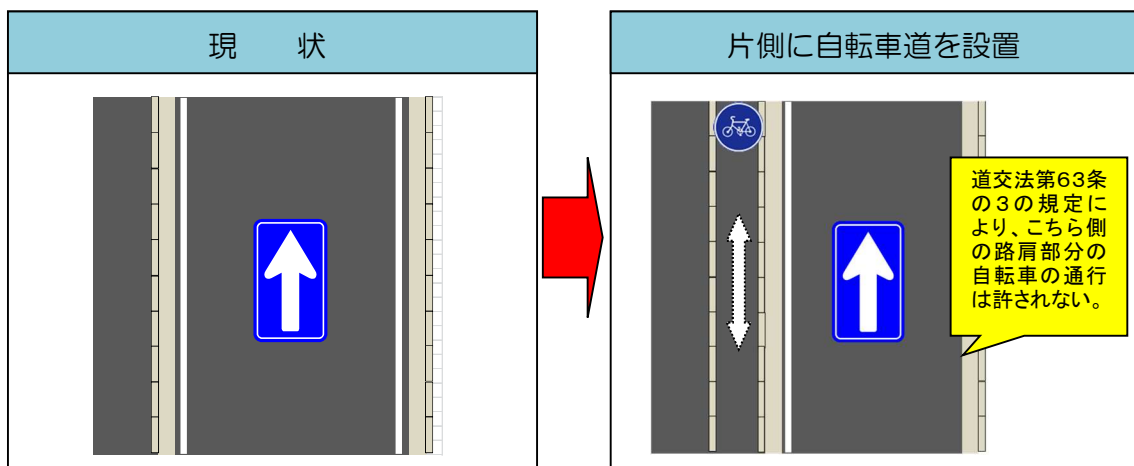


図 4-3 片側に歩道が設置された一方通行の場合の自転車道の設置
(条件を満たす特別の場合に限り、暫定的に双方向通行を適用)

4-5 自転車専用通行帯設置の考え方

① 原則

(ア) 自転車専用通行帯を設置する場合は、道路の左側部分に2以上の車両通行帯を設けるものとする。

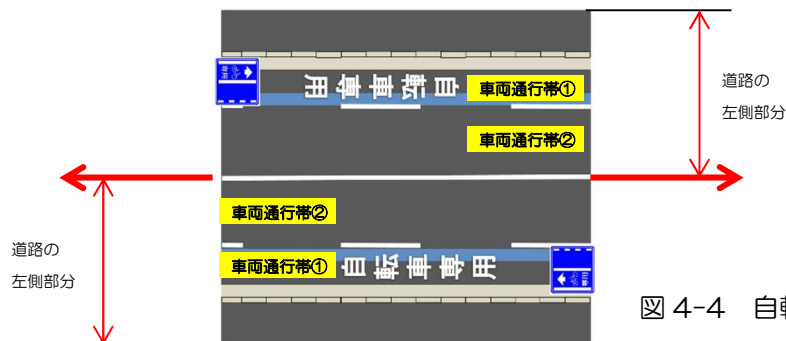


図 4-4 自転車専用通行帯を設置する場合

(イ) 2車線道路の両側に自転車専用通行帯を設置する場合、中央線は交通管理者と協議を行い決定する。

② 一方通行の場合

(ア) 一方通行の道路の場合は、自転車専用通行帯は、一方通行と同方向である道路の左側端に設置する。

(イ) 自動車に対しては一方通行の規制があり、かつ「軽車両は除く」の補助標識もない場合、自転車は逆方向への通行は不可能であるため、自動車が進行できない方向へ通行する自転車に対して、自転車から降りて歩道を押して歩くように誘導するなどの対策を講じる。

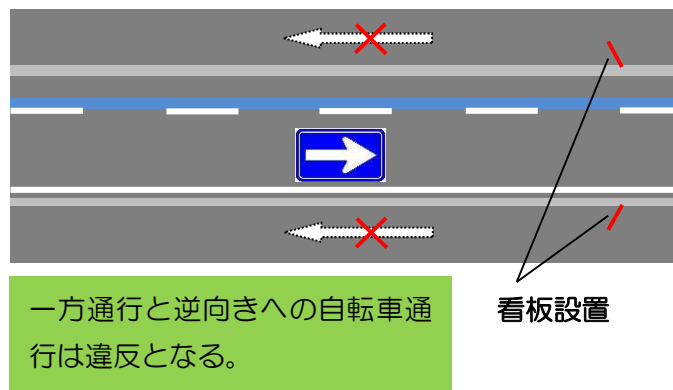
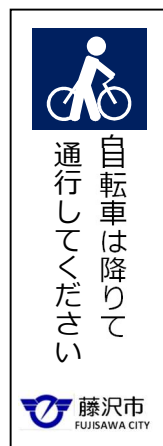


図 4-5 一方通行道路への自転車専用通行帯設置

(ウ) 一方通行と逆方向には、自転車専用通行帯は設置できない。

<解説>

① 原則

自転車専用通行帯は、車両通行帯であるので、「道路の左側部分（一方通行となっている場合は当該道路）に2以上の車両通行帯を設けること」が、道路交通法施行令第1条の2第4項に規定されている。

また、自転車専用通行帯と車道の境界部には、幅 15 cmの白色破線を設置するものとする。なお、

交差点から 30m 以内の部分については、幅 15 cm の実線を設置する。

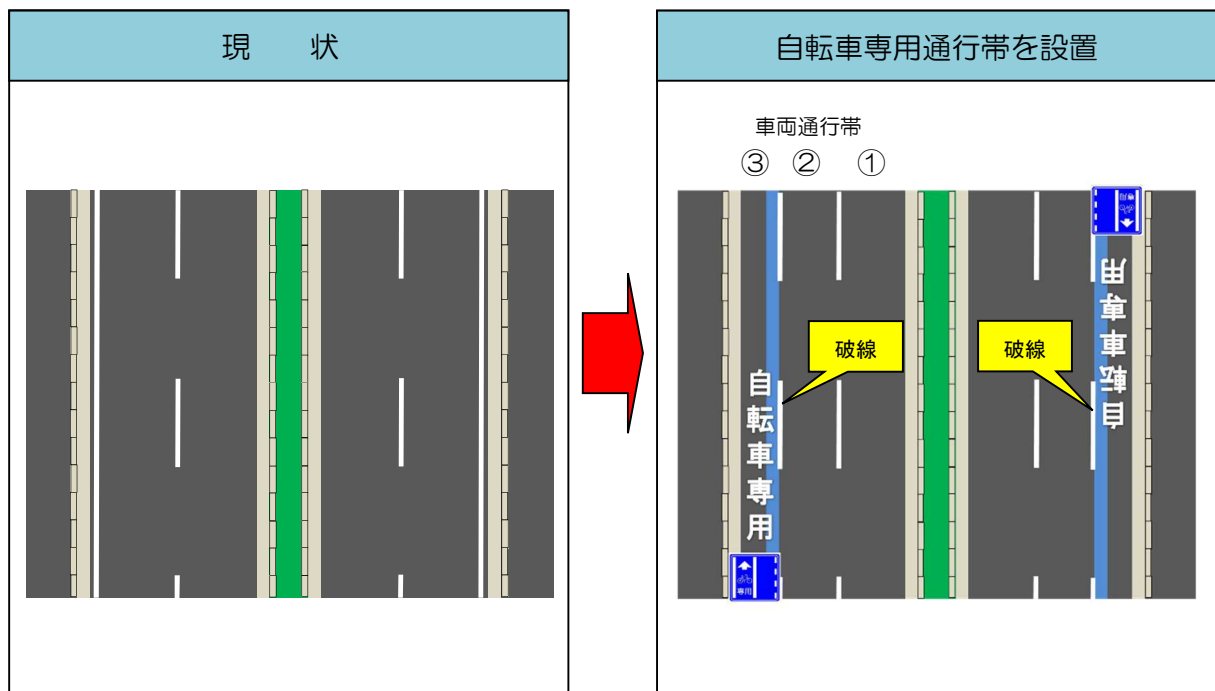


図 4-6 多車線の場合の自転車専用通行帯の設置

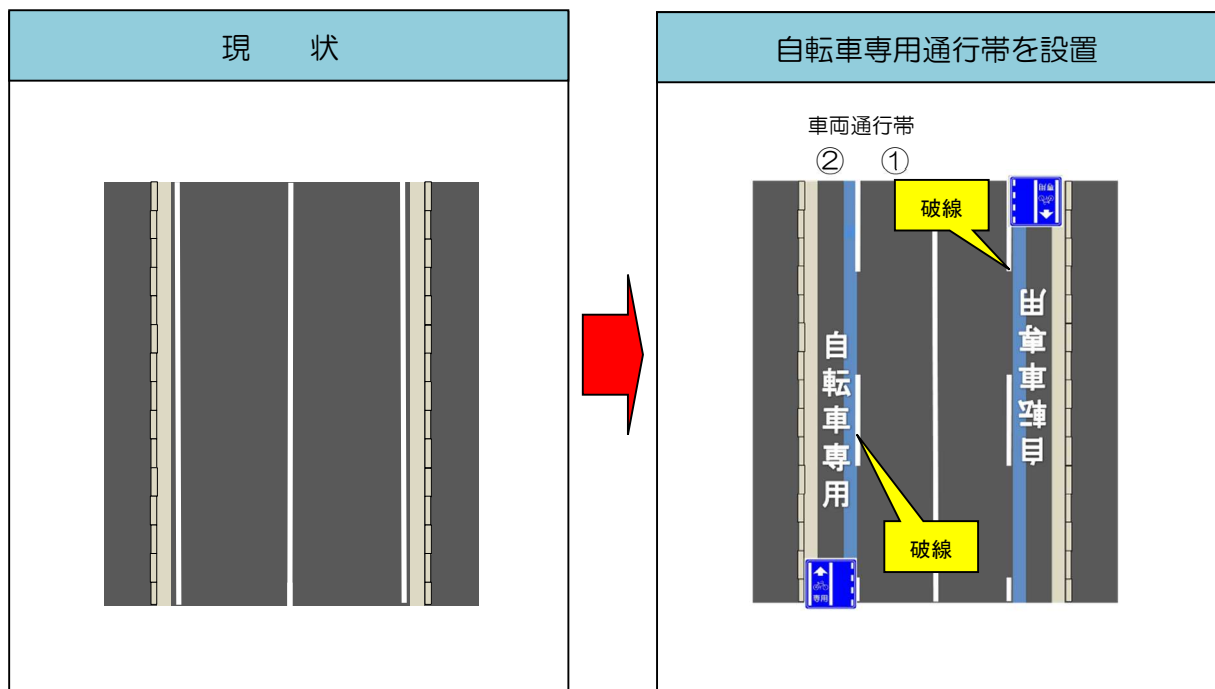


図 4-7 2車線の場合の自転車専用通行帯の設置

② 一方通行の場合

一方通行の道路の場合は、自転車専用通行帯は、一方通行と同方向である道路の左側端に設置する。（両側への設置は、道路交通法施行令第1条の2第4項「車両通行帯を設けるときには、道路の左側部分（一方通行となっている場合は当該道路）に2以上の車両通行帯を設けること」となっていることから、不可能である。）

「軽車両を除く」、「自転車を除く」などの補助標識によって、自転車の逆走が可能な場合、逆方向を通行する自転車に対しては、歩道が自転車通行可であればよいが、そうでない場合、自動車の進行方向と逆方向に進む自転車は自転車専用通行帯と逆側の路肩部分しか通行することができないので、必要に応じて通行部分を明示するなどの対策を講じる。

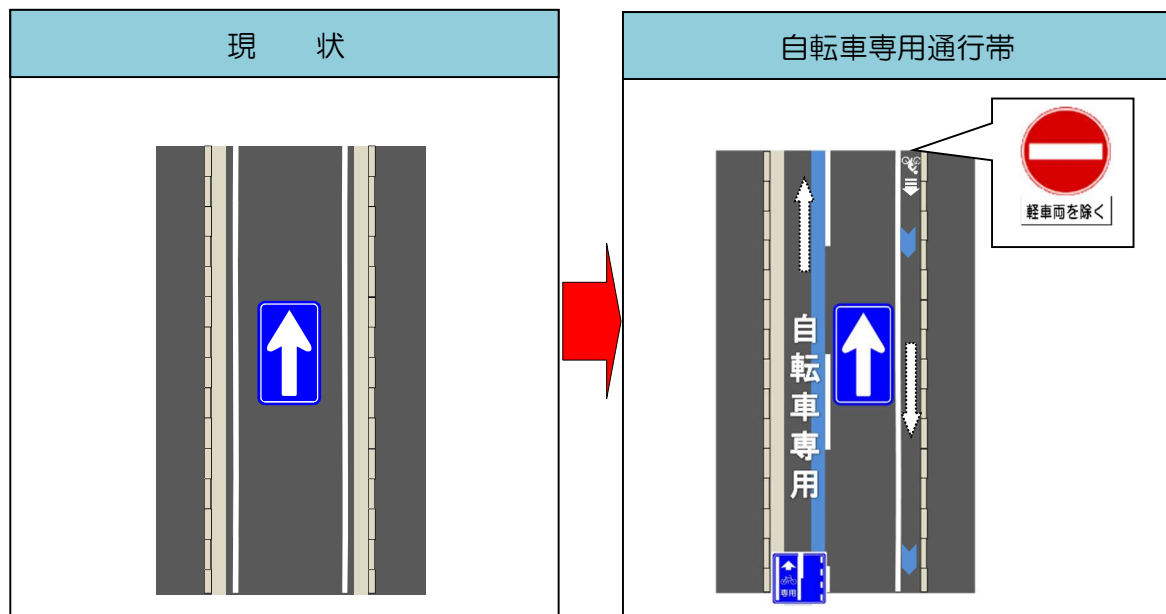


図 4-8 一方通行道路における自転車専用通行帯の設置（両側歩道の場合）

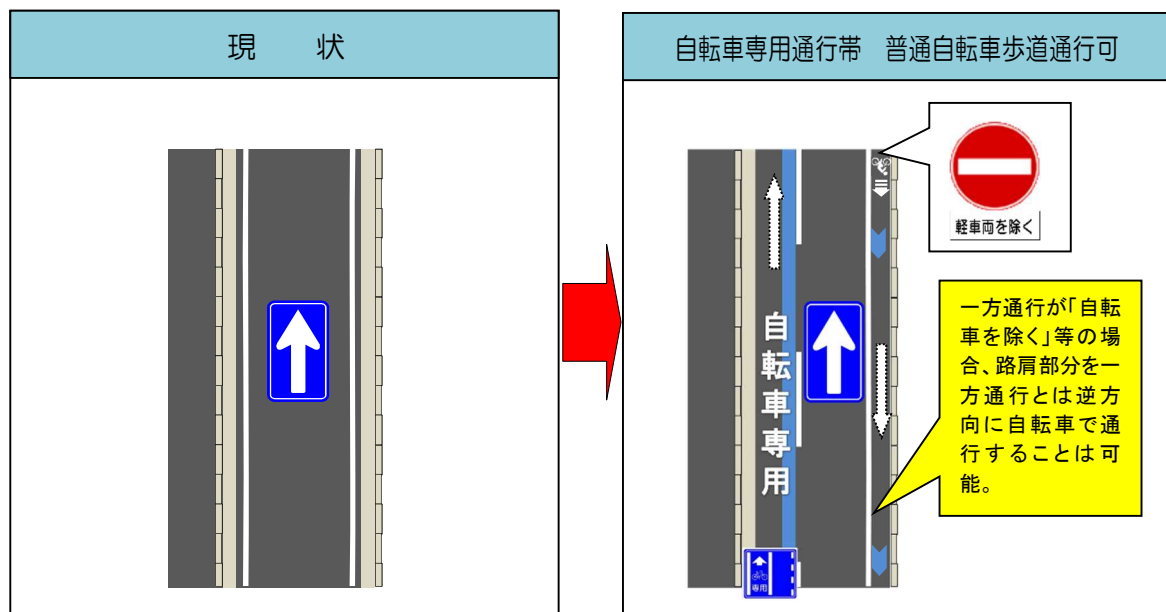
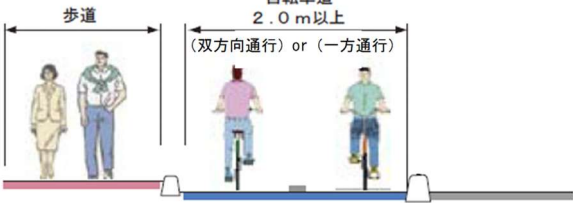
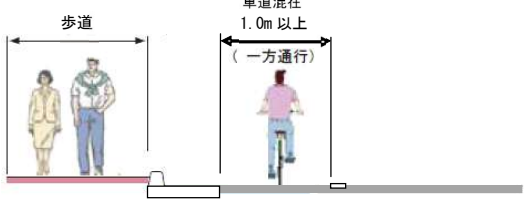
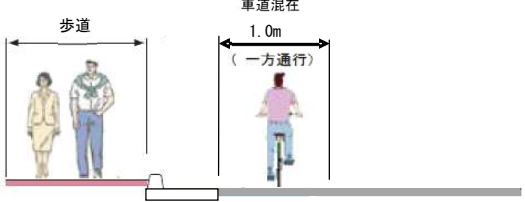
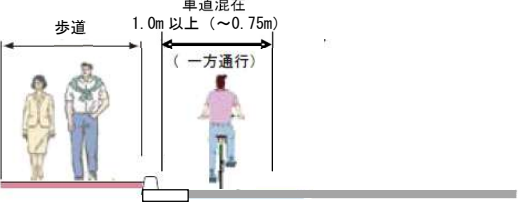


図 4-9 一方通行道路における自転車専用通行帯の設置（片側歩道の場合）

4-6 自転車通行空間の整備形態と基本幅員

自転車通行空間の整備形態と幅員は下表の通りとする。

表 4-1 整備形態と有効幅員の考え方

整備形態	有効幅員	有効幅員の考え方
① 自転車道 (一方通行を基本)	2.0m 以上 (地形の状況その他やむを得ない場合においては 1.5m 以上)	
② 自転車専用通行帯	1.5m 以上 (道路の状況によりやむを得ないときは、1.0m 以上) (側溝部分がある場合、側溝部分を除く。)	
③ 車道混在	【路肩・停車帯内の整備】 1.0m 以上の幅員を外側線の外側に確保することが望ましい (側溝部分がある場合、側溝部分を除く。) 【車線内の整備】 1.0m の幅員を車道左側の車線内に確保 (側溝部分がある場合、側溝部分を除く。) 【縮小整備】 車道の左側端から 1.0m 以上(道路の状況によりやむを得ないときは、0.75m まで縮小できる) (側溝部分がある場合、側溝部分を含む) 【歩道がない道路の整備】 歩行者空間を道路の左側端に確保した上、その内側に設ける	   

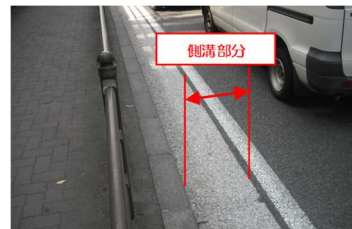
<解説>

各整備形態の幅員は、道路構造令、道路交通法をもとに設定する。

「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）」第 4 条第 2 項には、「自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第 10 条の 2 第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする」と規定されており、幅員はこれに準じて有効幅員とする。有効幅員とは、縁石及び防護柵、標識の路上施設を除いた、実質、歩行者や自転車が通行可能な幅員をいう。

※側溝部分

排水のために設ける部分



① 自転車道

道路構造令	道路交通法	適用事項
第 10 条第 3 項 自転車道の幅員は、2m 以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5m まで縮小することができる。	—	有効幅員 2.0m 以上

自転車道の幅員は、道路構造令第 10 条第 3 項によると 2.0m 以上となっている。自転車 1 台の占有幅 1.0m を基準とし、自転車同士のすれ違い、追い越しを考えて 2.0m としている。本書では、道路構造令の考え方に準じて 2.0m 以上とする。

自転車道は、一方通行規制を実施することができるが、その場合の幅員の考え方も同様とする。

② 自転車専用通行帯

道路構造令	道路交通法	適用事項
—	施行令 第 1 条の 2 第 4 項 車両通行帯の幅員は、3m 以上（道路及び交通の状況により特に必要があると認められるとき、又は道路の状況によりやむを得ないときは、1m 以上 3m 未満）とすること。	有効幅員 1.5m 以上 （道路の状況によりやむを得ないときは、1.0m 以上）

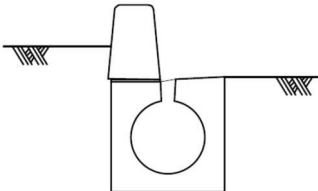
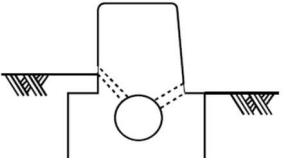
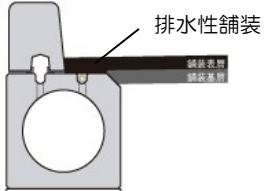
自転車専用通行帯は、1.5m 以上を確保することが望ましいと考える。また、この形態で整備する場合の課題として、違法駐車車両により自転車通行が阻害されることが挙げられる。先行して整備を行った他都市での自転車通行環境整備モデル地区※においては、2.0m 程度で自転車専用通行帯を整備した場合、違法駐車する車両が増加したといった事例があった。これは、余裕を持って自転車専用通行帯を整備することが、駐車しやすい空間を作り出してしまっていることが原因と思われる。したがって、幅員を広くとる場合には、違法駐車が増えることを念頭に入れておく必要がある。なお、新たな用地買収が困難な場合など、道路の状況によりやむを得ないときは、自転車 1 台の占有幅である 1.0m 以上を確保する（側溝部分を除く）ものとする。

なお、自転車専用通行帯の幅員には、街渠の側溝部分は含まないものとするが、より安全な自転車通行のためには、側溝部分の自転車通行を考慮し、後述の側溝部分を短くした構造の排水構造物の利用を検討する。

※自転車通行環境整備モデル地区

国土交通省と警察庁では、今後の自転車通行環境整備の模範となる事業を実施することにより、整備上の課題と対策を検証し、自転車通行環境整備の戦略的展開を図ることを目的として、平成 20 年 1 月に全国 98 地区を「自転車通行環境整備モデル地区」に指定。同モデル地区では、道路管理者と都道府県警察が連携して自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進してきた。

表 4-2 側溝部分を縮小する街渠の例

円形水路	都市型水路 (ライン導水ブロック)	ツイン側溝
		
＜従来のＬ型側溝と比べた際の特徴＞ - 有効幅員の拡大 街渠エプロンが縮小されるので、路肩の有効幅員が広がる。 - 路肩通行の安全性の向上 側溝部分と車道部の横断勾配折れがなくなることにより安全性が高まる。 - 水はね防止による快適な歩行 側溝部分がなくなり、水がたまることがなくなることから、水はねを防止して歩行者が安心して通行できる環境となる。 - マス数が減少 従来のＬ型街渠に比べ、通水断面が大きくなることから、現場条件により街渠マスの間隔が広がり、マスの数が減少する。 - メンテナンスや歩車道境界ブロックの交換に影響 製品によっては、歩車道境界ブロックと導水部が一体となっているものがあることから、将来的に切り下げを行う場合のコストに影響を与える可能性がある。そのような製品を導入する場合には、沿道の将来計画等に配慮するとともに、沿道の住民に対する説明が必要である。		

③ 車道混在

「車道混在」の整備形態においては、自転車単独の通行空間を設けるわけではないことから、必要な幅員というものは存在しないが、基本的には「路肩・停車帯内の整備」として、1.0m以上の幅員を車道外側線の外側に確保（側溝部分がある場合、側溝部分を除く）することが望ましく、その範囲を混在空間とし、ピクトグラムと矢羽根により自転車通行空間を明示するものとする。また、「路肩・停車帯内の整備」が困難である場合は、「車線内の整備」として、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起するため、1.0mの幅員を車道左側部の車線内に確保し（側溝部分がある場合、側溝部分を除く）、その範囲内に矢羽根及び自転車ピクトグラムを設置するものとする。なお、設置にあたっては、路線ごとの利用状況を勘案し、交通管理者と協議して決定するものとする。協議の結果、「車線内の整備」が当面困難である場合には、「縮小整備」として、車道の左側端 1.0m 以上（側溝部分がある場合、側溝部分を含む）を混在空間とするが、道路の状況によりやむを得ないときは、0.75m まで縮小できるものとする。原則 1.0m 以上の幅員を車道外側線の外側に確保することが出来る場合は、「路肩・停車帯内の整備」とする。

また、自転車専用通行帯と同様、より安全な自転車通行のため、路肩の側溝部分を縮小できる排水構造物を使用することによって、有効な空間を創出することができる。特に混在の整備形態では、自転車単独の通行空間ではないことから、路肩の側溝部分を通行する機会も多くなることが予想されるため、側溝部分を縮小できる排水構造物の積極的な導入を検討する。

車道外側線については、交通管理者と協議の上、車道の必要幅員とは別に、自転車の通行空間として幅 1.0m 以上を確保することができる場合には車道外側線を設け、幅 1.0m 以上を確保できない場合には、車道外側線を削除することが望ましいが、やむなく車道外側線を設ける場合で、矢羽根が車道外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重複させて設置できるものとする。

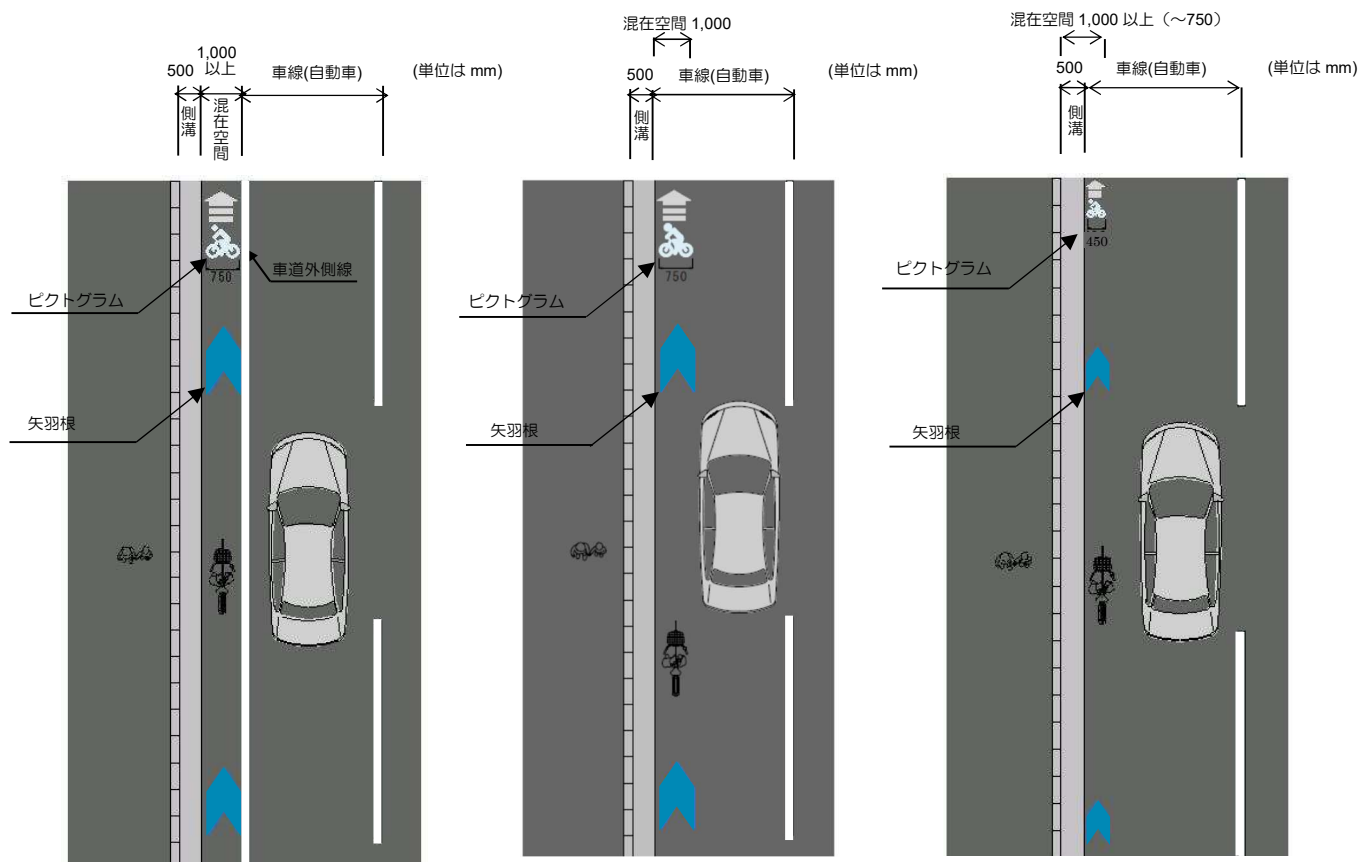


図 4-10 路肩・停車帯内の整備

図 4-11 車線内の整備

図 4-12 縮小整備

歩道がない道路の「車道混在」の整備形態においては、歩行者空間を道路の左側端に確保した上、その内側に設け、矢羽根及び自転車ピクトグラムを設置するものとする。

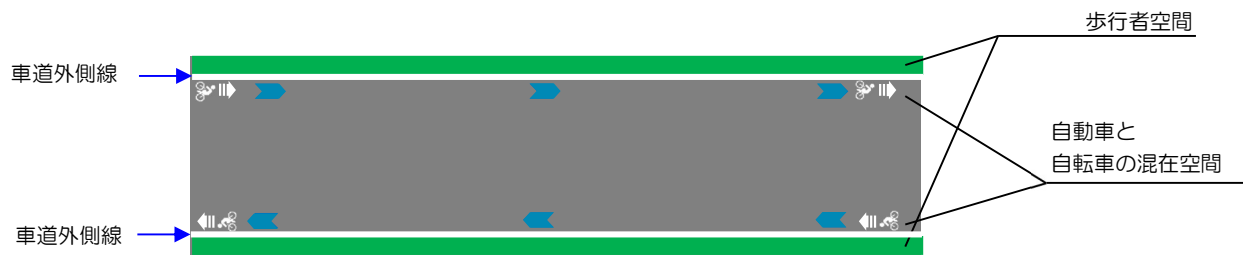
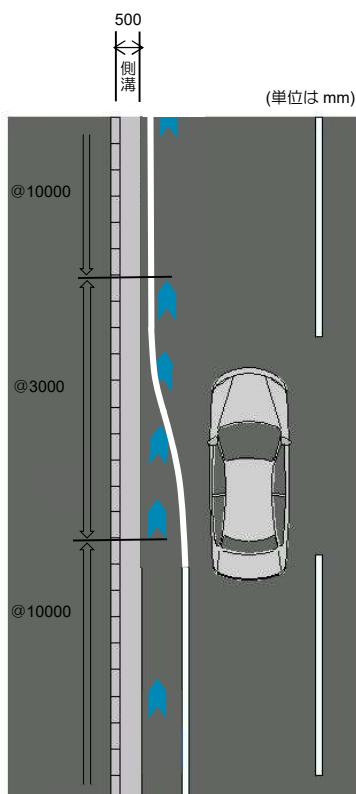


図 4-13 歩道がない道路の整備

車道混在（例外パターン①）

車道混在で整備する中で、車道外側線と側溝の間の幅員が変化する場所については、外側線と矢羽根を交差する形で整備を行う。交差する範囲については、矢羽根の間隔を原則 3mとし、車道外側線を上にする形で設置する。場合によっては縮小タイプを使用することができる。

ただし、条件・形態により車両の通行に影響を及ぼす場合は、交通管理者と協議を行うこととする。



(例)



図 4-14 車道外側線と矢羽根が交差する場合の整備

車道混在（例外パターン②）

本書では「図 4-10 路肩・停車帯内の整備」として、1.0m 以上の幅員を車道外側線の外側に確保すると定めているが、1 mに満たないケースでも路肩・停車帯内の整備が望ましいと判断する場合には、交通管理者と協議の上整備形態を決めることとする。

4-7 当面の整備形態

① 自転車専用通行帯での整備が難しい場合

前述の「車道混在」の整備形態での整備を原則とする。すでに自転車歩行者道として整備を行っている場合、歩車道境界等を改良する必要がある場合には、費用対効果を考えて既存の自転車歩行者道の活用を行うことも考慮する。

② 自転車道での整備が難しい場合

「既存の自転車歩行者道」がある場合は、「既存の自転車歩行者道」を活用することを原則とする。既存の自転車歩行者道の活用にあたっては、利用者がルールを遵守し、歩道内を通行できるよう通行位置の明示や注意喚起等を行う。

① 自転車専用通行帯での整備が難しい場合

整備形態が「自転車専用通行帯」となる場合で、整備に必要な用地買収が困難なケース等、整備が困難な場合には、当面の整備形態として、「車道混在」の整備形態での整備を原則とする。しかし、すでに歩道が広く整備されていて自転車通行部分の指定がされている場合などには、一度幅広く整備した歩道を再度縮小することになることから、歩道が整備されてからの経過年数や費用対効果等を考慮して、現状の自転車歩行者道を活用することも考える。

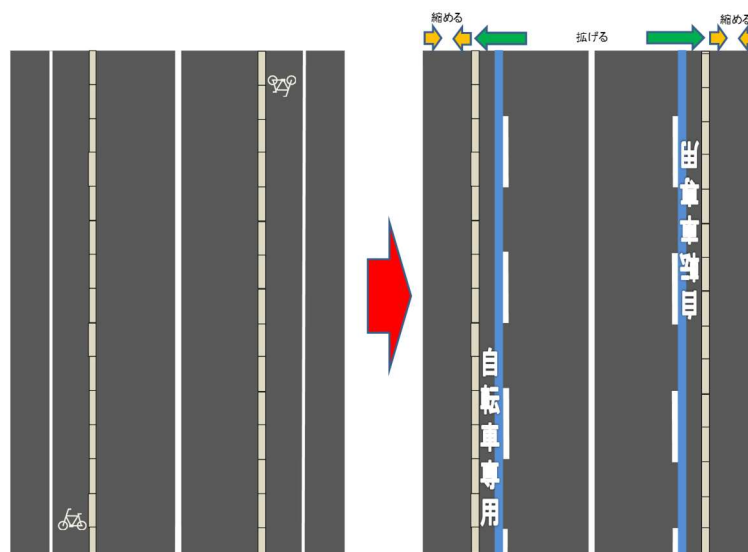


図 4-15 通行部分指定のある自転車歩行者道から自転車専用通行帯への整備形態変更のイメージ

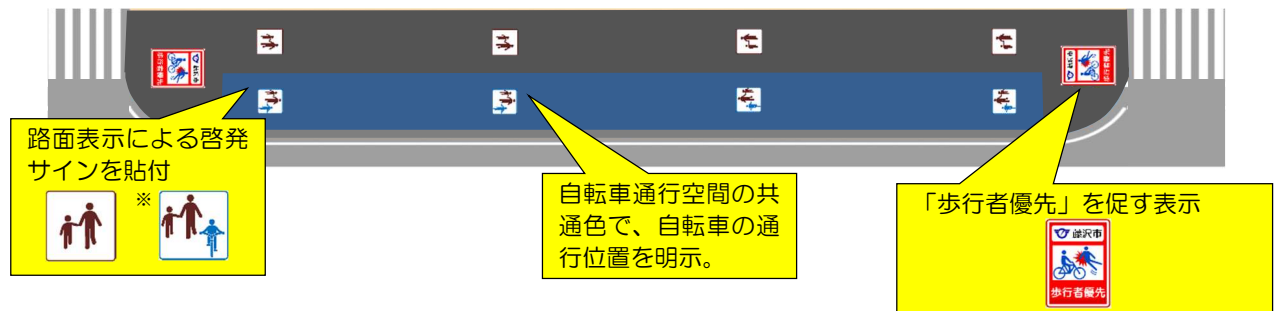
② 自転車道での整備が難しい場合

自動車の規制速度が 50km 超の場合、整備形態は「自転車道」となるが、用地買収等が必要となり、整備が困難で「既存の自転車歩行者道」がある場合には、当面の整備形態としてそれを活用するものとする。

「既存の自転車歩行者道」を活用する場合は、歩行者と自転車の分離のため、道路交通法第 63 条の 4 第 2 項に規定される「普通自転車通行指定部分」を交通管理者と協議の上指定することを検討する。歩道幅員が狭い等指定が難しい場合でも、歩行者と自転車の錯綜やそれら同士の事故を避けるためにも、道路交通法第 63 条の 4 第 2 項に規定された普通自転車の歩道通行の方法（「車道寄りを通行」、「歩行者優先」、「徐行」など）について、利用者に遵守させる必要があることから、法定外

の路面表示を用いて次のような工夫を行うことが考えられる。

- (ア) 法定外の路面表示による啓発サイン等によって、歩道の車道寄りに「歩行者・自転車のピクトグラム」、民地寄りに「歩行者のピクトグラム」を貼り付けるとともに、自転車通行空間の共通色によって自転車の通行部分のカラー舗装や、インターロッキングブロックの場合はブロックの色を変える等で、「自転車は車道寄りを通行」することを利用者に促す。
- (イ) 歩道への入り口部分には、「歩行者優先」等を啓発する法定外の路面表示を行う。



※歩行者と自転車の記載はそれぞれ場所に合わせた表示を行う

図 4-16 普通自転車歩道通行可の歩道での自転車通行位置の明示

4-8 整備形態が適用可能な範囲（参考）

自転車通行環境について、標準的な設計を行った場合、歩行者及び自転車通行にあてることができる幅員と、その整備方法の適用範囲は基本的に次のようになる。

歩行者	整備形態	有効幅員（片側）			路上施設		路肩	整備可能な最低限の全体幅員 （植樹帯の幅員を除く）		
		自転車 ＋ 歩道			自動車と の分離	歩行者と の分離		4種1級※2		4種2級※3以下
			自転車分	歩道分				往復2車線	往復4車線	往復2車線
多い	自転車道＋歩道	5.5m	2.0m	3.5m	0.5m	0.5m	0.5m	20.5m	28.0m	20.0m
	自転車専用通行帯＋歩道	5.0m (4.5m)	1.5m (1.0m)	3.5m	－	0.5m	－ (※1)	17.5m (16.5m)	25.0m (24.0m)	17.0m (16.0m)
少ない	自転車道＋歩道	4.0m	2.0m	2.0m	0.5m	0.5m	0.5m	17.5m	25.0m	17.0m
	自転車専用通行帯＋歩道	3.5m (3.0m)	1.5m (1.0m)	2.0m	－	0.5m	－ (※1)	14.5m (13.5m)	22.0m (21.0m)	14.0m (13.0m)

※1 側溝部分のない排水構造を利用した場合を想定。

※2 4種1級 道路構造令に規定された道路の区分。都市部の都道府県道又は市町村道で計画交通量^{※4}が10,000台／日以上のも。

※3 4種2級 道路構造令に規定された道路の区分。都市部の都道府県道又は市町村道で計画交通量^{※4}が4,000台／日以上10,000台／日未満のも。

※4 計画交通量 路線を将来通行するであろう自動車の日交通量（年平均日交通量）のこと。（上り・下り合計）

（ ） 縮小値を利用した場合。

図 4-17 車道部以外の幅員と適用範囲（参考）

4-9 自転車通行空間を創出するための道路空間の再配分（既存道路の改良）

現況道路幅員において自転車通行空間を創出するために、必要に応じて道路空間を再配分するものとする。なお、再配分にあたっては、現況道路構造物等の耐用年数、交通特性、道路構造特性、沿道状況等を考慮して検討するとともに、車線の減数など、構造の大幅な変更を行う時は、交通容量などに関して十分検証を行い、交通管理者との十分な調整を行う必要がある。

<解説>

現況の道路幅員構成において、新たな自転車通行空間を創出するためには、道路空間を再配分する必要がある。車道や歩道の縮小などが考えられるが、対象地域の交通特性や道路構造特性、沿道状況等を十分踏まえ、安全性や交通の円滑性を確保した計画とする。

また、経済性の観点も必要であることから、舗装や道路構造物等の耐用年数を考慮し、舗装の打換えや道路構造物の改良などのタイミングに合わせることを基本とする。

なお、車線の減数など、構造の大幅な変更を行う時は、交通容量などに関して、当該箇所周辺のみならず、市内全域に関して十分検証を行うとともに、検討にあたっては、交通管理者との十分な調整が必要である。

以下に参考として道路空間を再配分する際の検討例を示す。

（参考）道路空間を再配分する際の検討項目例

① 車道を縮小する場合

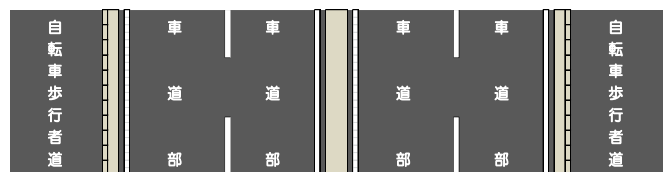
○ 単路部

- ・ 車線数の減少
- ・ 車線幅員、路肩幅員の縮小規定の適用
- ・ 中央分離帯幅員の減少

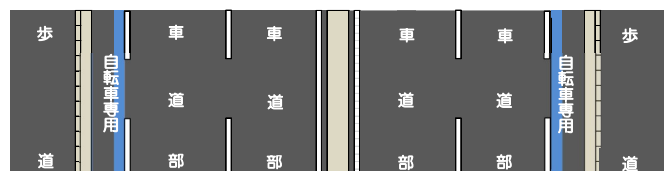
○ 交差点部

- ・ 付加車線の廃止
- ・ 付加車線、直進車線幅員、路肩幅員の縮小規定の適用
- ・ 中央分離帯幅員の減少

（現況）



（道路空間の再配分による自転車レーンの創出）



② 歩道を縮小する場合

- ・ 歩行者空間として必要な有効幅員を確保することによる空間創出
→ 交通特性や沿道状況に応じた歩行者必要空間を確保した上での空間創出
- ・ 植樹帯の撤去又は幅員の減少（景観にも配慮）
- ・ 路上施設や地下施設の移設
→ 電線類地中化関連施設、電柱、標識、信号、道路照明灯、高木、低木類、縁石

図 4-18 道路空間の再配分の例

自転車通行空間の整備形態の選択にあたっては、以下のフローチャートに従うことを基本とする。

安全で快適な走行空間の創出

「安全かつ快適」な通行空間整備のためには、歩行者優先の歩道内への整備では、目的が達成されないため原則、**自転車道もしくは車道内への整備**とする。

※1 規制速度50km/h超とは規制速度が50km/hより大きい道路
例) 制限速度のない道路 → 最高速度60km/h

※2 規制速度40km/h超とは規制速度が40km/hより大きい道路
例)

50km/h以下

自動車の規制速度が50km/h超※1

50km/h超

「自転車道」での整備が最終形

- 自転車道 **2.0m以上** (やむを得ない場合1.5m) を両側
- 歩道 **2.0m** (歩行者多い場合3.5m) を両側

が整備可能

整備可能

整備不可能

40km/h以下かつ4,000台/日以下

自動車の規制速度が40km/h超※2
または自動車交通量が4,000台/日超

40km/h超もしくは4,000台/日超

「自転車専用通行帯」での整備が最終形

自転車と自動車を構造的に分離した方がよいと判断される場合、「自転車道」として整備することも可能。

- 自転車専用通行帯 **1.5m以上** (やむを得ない場合1.0m以上) を両側
- 歩道 **2.0m** (歩行者多い場合3.5m) を両側

が整備可能

整備可能

整備不可能な場合の
当面の整備形態

「車道混在」での整備が最終形

大型車が多く混在では危険と判断される場合等「自転車道」もしくは「自転車専用通行帯」として整備することも可能。

整備不可能な場合の
当面の整備形態

・既存の自転車歩行者道が活用可能

活用可能な場合の**当面の整備形態**

当面の整備形態 自転車道

当面の整備形態 自転車専用通行帯

将来的には改良

当面の整備形態 車道混在

もしくは費用対効果を考え既存の自転車歩行者道を
当面の整備形態として活用

当面の整備形態 車道混在

将来的には改良

当面の整備形態 既設歩道
(自転車通行指定部分)の活用

当面の整備形態 既設歩道
(自転車通行可)の活用

このフローを基本とする他、地元住民の意向、交通管理者からの意見、周辺の土地利用・交通量の状況、自転車通行空間のネットワーク、既存道路の状況等を総合的に判断し、選択を行うことが必要である。

図 4-19 整備形態選択フロー

5. 法定外の路面表示・サイン

5-1 法定外の路面表示等の設置

(1) 自転車道

自転車道を整備する場合、標識令で定められた道路標識等のほか、次の法定外の道路標識等を活用し、安全な自転車通行空間を実現する。

① 双方方向通行の自転車道でセンターラインを設ける場合の矢羽根による進行方向の明示

自転車の左側通行を促すため矢羽根を設置するが、あやまって逆走してしまった自転車利用者に対して注意喚起を行うために、文字入りのラバーポール等を用いて、「逆走禁止」を注意喚起することを検討する。

② 自転車道の入口における明示

自転車道の入口において、自転車が迷うことなく自転車道に入ることができるよう、カラー舗装を行うと共に看板を設置することも検討する。

＜解説＞

① 双方方向通行の自転車道でセンターラインを設ける場合の矢羽根による進行方向の明示

双方向通行の自転車道においては、自転車の自転車道内における左側通行を促すため、矢羽根を法定外の道路標示で行うことを検討する。

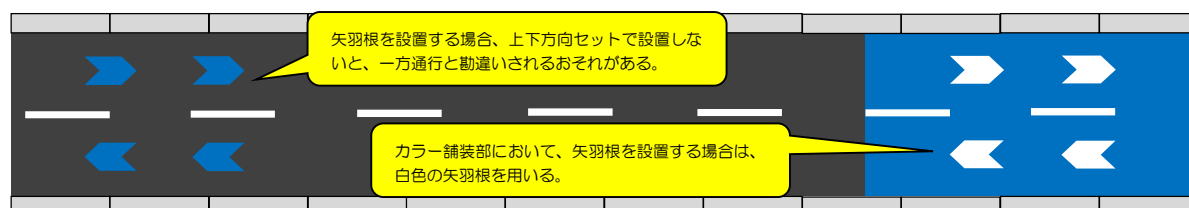


図 5-1 自転車道への矢羽根の設置例

② 自転車道の入口における明示

交差点部分を通過した後等自転車道が始まる部分において、自転車を視覚的に自転車道に誘導するために、カラー舗装を行うと共に直前に看板等を設置することを検討する。

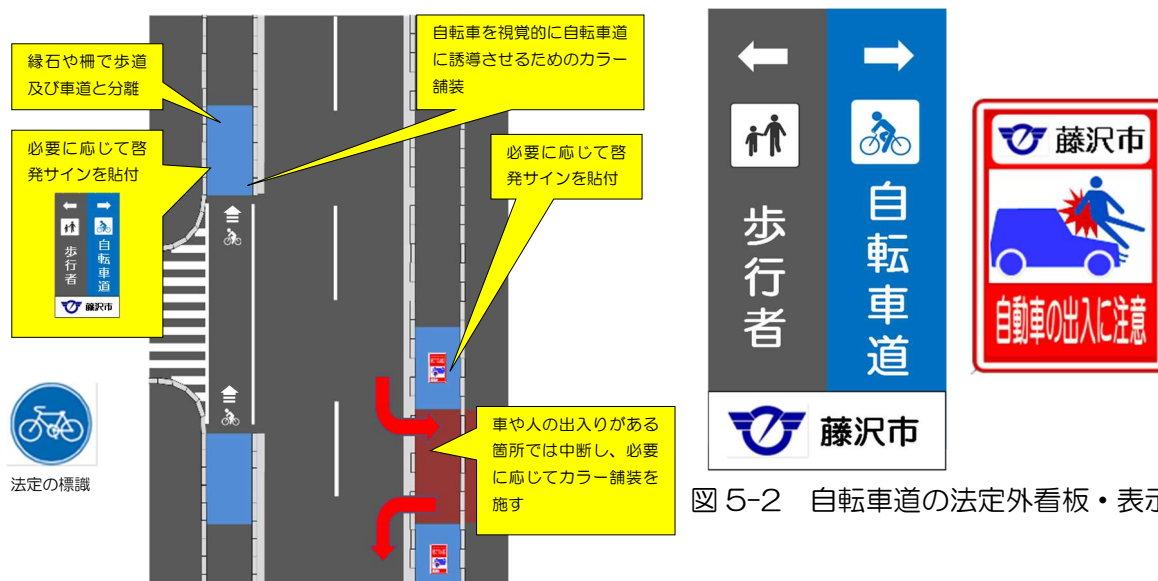


図 5-2 自転車道の法定外看板・表示

(2) 自転車専用通行帯

自転車専用通行帯を整備する場合、標識令で定められた道路標識等のほか、次の法定外の道路標識等を活用し、安全で快適な自転車通行空間を実現する。

① 進行方向の明示

自転車専用通行帯は、一方通行となることから、逆走を防ぐためにも、自転車専用通行帯から交差点への出口など必要な箇所には進行方向を示す矢羽根を明示する。

② 自転車ピクトグラム

自転車通行空間であることを明示する方法としては、自転車専用通行帯の標識や「自転車専用」の路面表示、カラー舗装で示すとともに、一見して自転車通行空間であることを認識できるよう自転車のピクトグラムを路面に表示する。

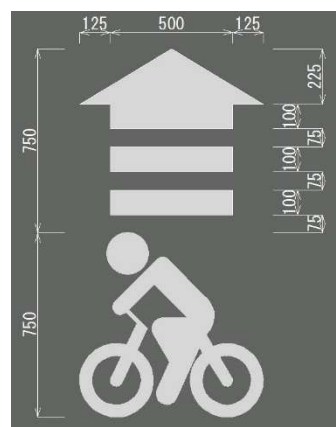


図 5-3 自転車ピクトグラム
(貼付タイプ)

③ 通行位置のカラー舗装

より自転車の通行空間としての認識を高め、自動車が誤って自転車専用通行帯に入らないよう、カラー舗装を自転車専用通行帯の車道側に幅 30cm の青ラインを施す。

④ 交差点内の明示

交差点内においては交差点前後の自転車専用通行帯を結ぶ延長線上の路面に自転車の通行位置及び通行方向を明確化する矢羽根を設置することが望ましい。

⑤ 逆走する自転車に対する注意喚起

左側通行が必要な自転車通行空間では、進行方向を示す矢羽根等によって左側通行を促すが、あやまって逆走してしまった自転車利用者に対して注意喚起を行うために、文字入りのラバーポール等を用いて、「逆走禁止」を注意喚起することを検討する。



図 5-4
逆走禁止を喚起するラバーポール等の例

<解説>

① 進行方向の明示

自転車専用通行帯は一方通行となることから、特に交差点等において、逆走する方向への流入を防ぐために、進行方向を示す。

② 自転車ピクトグラム

一見して自転車通行空間であることを認識できるようにピクトグラムを表示する。自転車のピクトグラムの表示は、実際に自転車が通行する方向に対して左に向けて設置する。

③ 通行位置のカラー舗装

自転車専用通行帯は、法定の標識、「自転車専用」の路面表示、車線境界線によって成り立つものだが、前述のとおり、舗装の色は自転車の通行する位置を明確にするため、自転車専用通行帯は自転車通行空間共通色で、車道側に幅 30cm のカラー舗装とする。専用通行帯の舗装の種類（透水性舗装等）は、車道に合わせるものとする。

④ 交差点内の明示

交差点内において、自転車横断帯がある場合自転車利用者は自転車横断帯を通行しなければならない（道路交通法第 63 条の 6）、自転車横断帯が横断歩道に並んで設置されるものであるため、自転車専用通行帯を通行してきた自転車は直線的な通行ができなくなる。したがって、自転車専用通行帯が連続する場合、自転車横断帯は設置しないことになる。自転車の直線的な通行を誘導するためには、交差点内の自転車通行空間の延長線上の部分の路面に自転車の通行位置及び通行方向を明確化する矢羽根を直線的に設置することが望ましい。ただし、自転車に停止線を遵守させ、横断歩道上の歩行者を優先させるため、流入側においては、停止線から横断歩道に掛かる部分には設置しないものとし、流出側においては、横断歩道に掛かる部分は設置しないものとする。

⑤ 逆走する自転車に対する注意喚起

矢羽根を用いて自転車の逆走を交差点部で防止することと合わせて、あやまって逆走（右側通行）してしまった自転車利用者に対し、「逆走禁止」であることを注意喚起するための方策として、文字入りのラバーポール等を歩車道境界に設置する方法などを検討する。

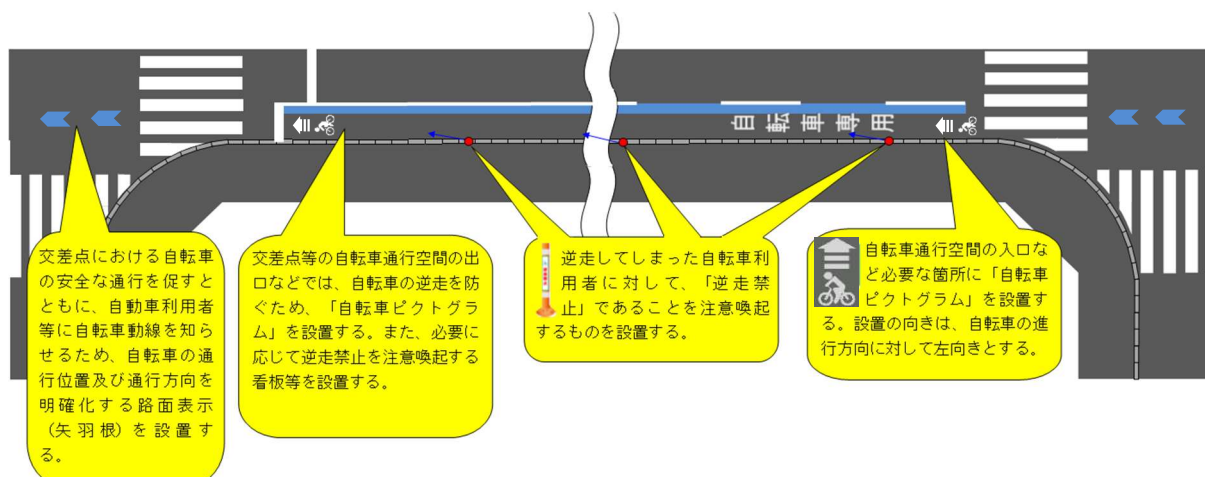


図 5-5 自転車専用通行帯の法定外路面表示

(3) 車道混在

車道混在のパターンで整備を行う場合、法定の路面表示はないことから、次のような法定外の路面表示を用いるものとする。

① 自転車の通行位置と進行方向を示す路面表示

進行方向を示す矢羽根を 10m 間隔で設置することを基本【下図の①（交差点出口側）から進行方向の逆に向かって 10m 間隔とするが、下図の②（交差点入り口側）では 10m ピッチとしないため、下図の②から交差点出口に向かっての 2～3 箇所の矢羽根の範囲内で間隔を調整】（交差点部等の自動車と自転車の交錯機会が多い区間は設置間隔を密にする）とするが、自転車の通行位置であることを示す自転車ピクトグラムを始点・終点、交差点の前後（矢羽根と自転車ピクトグラムを一組とする）に配置する。

なお、矢羽根の大きさは幅 750mm を基本とするが、状況によっては縮小できるものとし、最小幅は 300mm とする。（自転車ピクトグラムは図 5-3 を基本とするが、矢羽根を縮小した場合は、矢羽根の幅と合わせるものとする。）

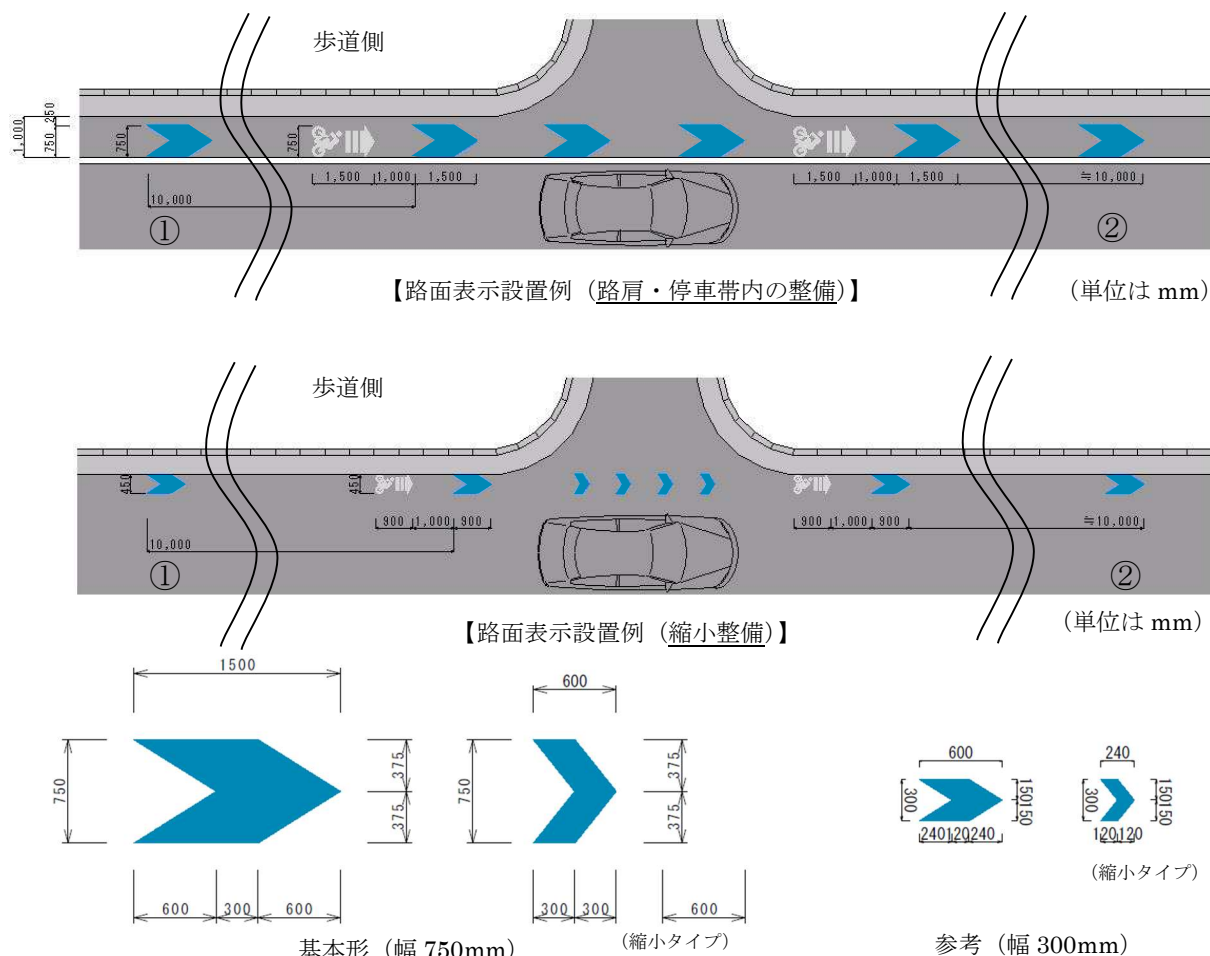


図 5-6 車道混在パターンの法定外路面表示

② 交差点内の明示

交差点においては、車道混在が連続する場合、自転車横断帯は設置しないものとし、交差点内の自転車通行空間の延長線上の部分の路面に自転車の通行位置及び通行方向を明確化する矢羽根を設置するものとする。

なお、矢羽根の設置間隔は、交差点内は原則 3mで、取付道路内は原則 4mで設置するものとし、場合によっては縮小タイプを使用することができる。

③ 逆走する自転車に対する注意喚起

左側通行が必要な自転車通行空間では、進行方向を示す矢羽根によって左側通行を促すが、あやまって逆走してしまった自転車利用者に対して注意喚起を行うために、文字入りのラバーポール等を用いて、「逆走禁止」を注意喚起することを検討する。

(4) 自転車ピクトグラム【左側通行】

自転車ピクトグラム【左側通行】で整備を行う場合、法定の路面表示はないことから、次のような法定外の路面表示を用いるものとする。

① 路面表示の形状

自転車ピクトグラム【左側通行】の大きさは幅 300mm を基本とする。

② 路面表示の設置位置

進行方向を示す自転車ピクトグラム【左側通行】を交差点毎に設置する。

なお、交差点進入前は逆走防止のために進行方向右側に、交差点進入後は通行位置を明示するために進行方向左側にそれぞれ設置する。

設置位置については、歩行者の通行空間に配慮して決定する。

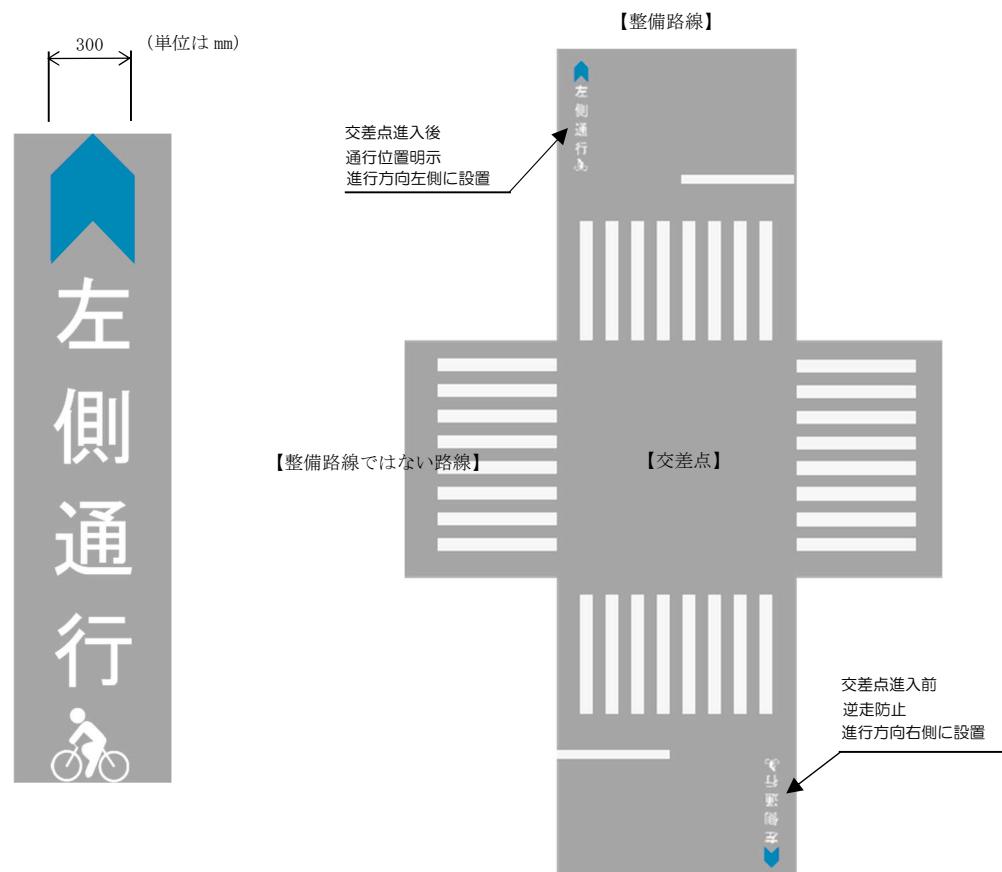


図 5-7 自転車ピクトグラム【左側通行】の法定外路面表示

(5) 当面の整備形態（自転車歩行者道）

普通自転車歩道通行部分の指定がある歩道（自転車歩行者道）において、自転車は車道寄りを通行することを明示する場合には、次のような法定外の表示等を用いる。

① カラー舗装

自転車通行空間共通色でカラー舗装し通行位置を示すか、インターロッキングブロックの場合には、ブロックの色を変えることで、自転車の通行位置を明示する。

② 歩行者・自転車ピクトグラム及び歩行者ピクトグラム（路面表示タイプ）

(ア) デザイン・寸法・材質

統一したデザインのものを利用する。寸法は 600mm×600mm を基本とする。



図 5-8
歩行者・自転車ピクトグラム
(600mm×600mm)



図 5-9
歩行者ピクトグラム
(600mm×600mm)

(イ) 設置箇所

原則として、カラー舗装の始点及び終点の内側に歩行者マーク、歩行者・自転車マークを横並びにして設置する。ただし、設置間隔が長い場合には、100m 程度の間隔となるように中間にも設置する。

(ウ) 設置方向

通行位置の明示がされていない側から見ることを想定して設置する。その他の箇所については自転車の左側通行進行方向に向かって設置する。

③ 明示しない箇所

(ア) 歩道が中断する交差点（進行方向に横断歩道を設置する交差点）の手前 3m

(イ) 横断方向に横断歩道を設置する場合の横断歩道の手前 3m

(ウ) バス停がある場合の手前 3m

(エ) その他

<解説>

① カラー舗装

道路交通法第 63 条の 4 第 1 項第 1 号の規定により「道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき」、同条第 2 項の規定により、「普通自転車は当該歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない」、とされていることから、自転車を車道側に通行させるためにも、歩道の中央から車道寄りの部分に、自転車の通行位置を明示するためのカラー舗装を行う。

② 歩行者・自転車ピクトグラム及び歩行者ピクトグラム（路面表示タイプ）

設置箇所については、区画線で区切った場所の始点・終点に歩行者用、歩行者・自転車用のピクトグラムをそれぞれ横並びにして、それぞれの通行位置の中心に貼り付ける。

ピクトグラムの向きは、明示されている区間をこれから通行する人に対して示すようにする。また、その他中間部に設けるピクトグラムについては、左側通行する利用者の進行方向に対して正しく見える方向に設置する。

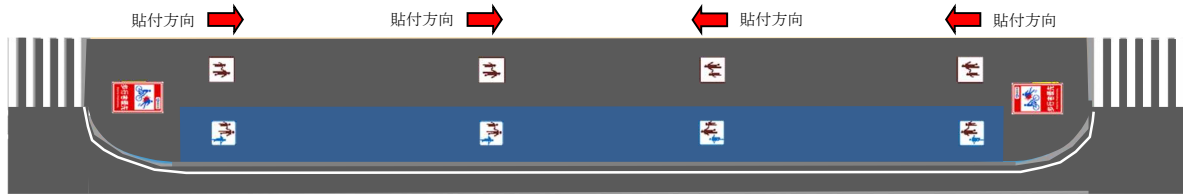


図 5-10 自転車の通行位置の法定外の明示の方法

③ 明示しない場所

(ア) 歩道が切れる交差点の手前3m

横断歩道を渡る歩行者や自転車のたまりの場となることから、交差点の手前3mには自転車の通行位置の明示は行わないこととする。

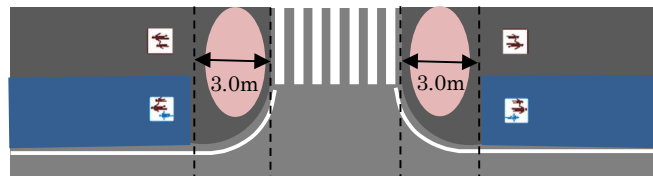


図 5-11 自転車の通行位置の法定外の明示を行わない場所（交差点の手前）

(イ) 横断方向に横断歩道が存在する場合、横断歩道の手前3m

横断方向の横断歩道がある場合、横断歩道を渡る歩行者のたまりができるため、その手前3mには自転車の通行位置の明示は行わないこととする。

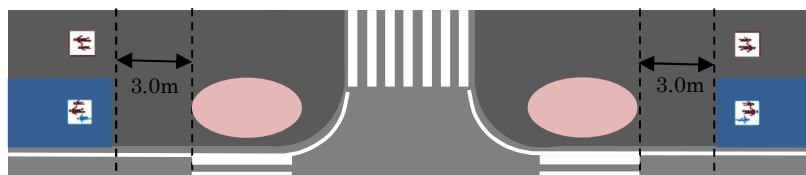


図 5-12 自転車の通行位置の法定外の明示を行わない場所（交差側の横断方向の手前）

(ウ) バス停がある場合、バス停の手前3m

バス停がある場合、バス待ちの客と自転車の錯綜や、自転車利用者が誤ってバス停上屋の柱等に衝突することを防ぐため、バス停上屋がある場合には上屋から、また、バス停上屋がない場合には、客待ちのスペースとして、バス停の後ろ5mまでの区間を想定し、その前後3mには、自転車の通行位置の明示は行わないこととする。ただし、客待ちが多いバス停等については、それぞれの状況に応じて、客待ちのスペースを考える必要がある。

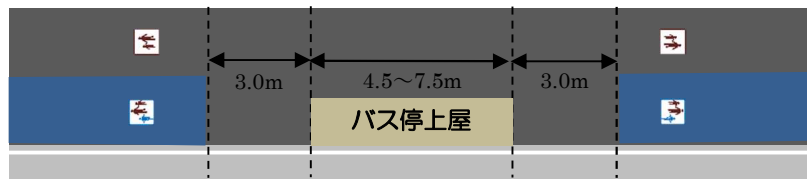


図 5-13 自転車の通行位置の法定外の明示を行わない場所（バス停の手前①）

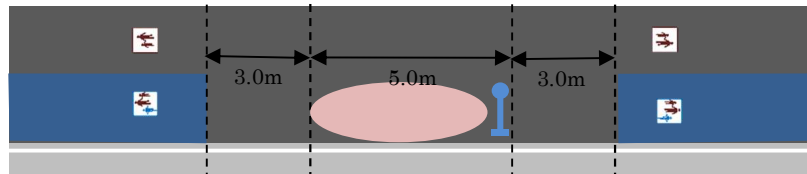


図 5-14 自転車の通行位置の法定外の明示を行わない場所（バス停の手前②）

(工) その他

次のような場合、歩道に自転車や歩行者等が集中することから、法定外の明示を行うかどうか慎重な判断を行う必要がある。

- 商店街や駅近辺など、歩行者、自転車が集中する箇所

通行位置の法定外表示は、自転車が道路交通法の規定に従い車道寄りを通行してもらうための明示であり、自転車の通行部分に歩行者が入っていけないわけではない。ただし、通行部分の明示を行うと、自転車の通行部分の指定がされたかのように振る舞う自転車利用者が出てくることが予想されるため、歩行者が多い場所で通行位置の明示を行う場合には、あくまでも「歩行者優先」であることを啓発する必要がある。

5-2 視覚障がい者誘導用ブロック

- ① 歩行者通行空間への視覚障がい者誘導用ブロックの設置は、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に準じて設置する。
- ② 自転車道は、縁石等の構造物で分離し、歩行者が通行できないため、交差点部においても視覚障がい者誘導用ブロックを設置しない。
- ③ 当面の整備形態として活用する自転車歩行者道における自転車通行空間についても視覚障がい者誘導用ブロックを設置しない。

<解説>

視覚障がい者誘導用ブロックについては「移動等円滑化基準」を考慮し、視覚障がい者と自転車の接触を防止するため、自転車歩行者道における自転車通行空間内に設置しない。自転車歩行者道の自転車通行空間とは、自転車の指定通行部分がない場合でも、自転車は車道側を通行することから、車道側への視覚障がい者誘導用ブロックの設置は行わない。

5-3 注意喚起サイン

① 設置の目的

自転車、歩行者や自動車と接触する危険性が高く、法定の標識等を用いることができない場所に、法定外の注意喚起サインを設置することにより、歩行者や自転車利用者の安全性を向上させることを目的とする。

② デザイン・寸法

(ア) 内容が明確にわかるようなデザインとする。(デザイン例：図 5-16～図 5-24)

(イ) 寸法は、路面表示タイプは 600mm×900mm を標準とし、現場に合わせて適宜決定する。

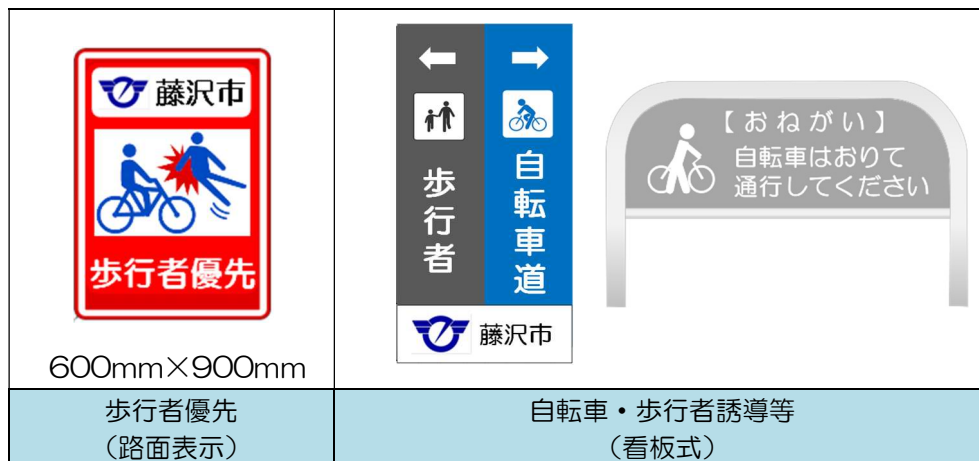


図 5-15 法定外の注意喚起サインと看板

③ 材質

路面表示用の注意喚起サインは、浮きやはがれ、視認性（特に夜間）、耐久性、通行性に配慮したものとする。看板式のものについては、特に材料を定めない。

④ 設置箇所

自転車利用者への注意喚起が必要な箇所に、サインを設置する。

⑤ 設置位置

啓発サインが設置されている場合は、啓発サインと 1.0m 以上離れた位置に設置する。

<解説>

① 設置の目的

歩行者及び自転車利用者の安全性向上を図るために、注意喚起サインを設置するものとする。

② デザイン・寸法

デザインは、注意喚起の内容がはっきりとわかるようなものとし、配色、文字の大きさ、図柄等を工夫し利用者に混乱をきたさないように配慮する。寸法も内容がはっきりとわかるような大きさとする。

③ 材質

路面表示用の注意喚起サインの材質は、アスファルト舗装やインターロッキングの凹凸になり、浮きやはがれの少ない素材とし、耐久性、視認性（特に夜間）にも配慮する。

なお、舗装材が平板ブロックやインターロッキングブロックの場合は、それぞれに応じた材質を適用できるものとする。

④ 設置箇所

注意喚起サインは、細街路との交差点やバス停留所、横断歩道橋の手前等で停止又は進路変更させる場合など、自転車利用者に注意を促す必要がある箇所に設置する。

表 5-1 注意喚起サインの種類と設置箇所の例

注意喚起サインの種類	設置箇所
歩行者優先（図 5-16）	歩行者と自転車が共存する箇所（歩道等）
バス停あり（図 5-17）	バス停留所の手前（場合により看板式）
スピード落とせ（図 5-18）	カーブや下り坂のある箇所
自転車注意（図 5-19）	歩道に自転車が流入してくる手前（歩道を歩く歩行者に注意を促すため）
自動車の出入りに注意（図 5-20）	駐車場出入口等
自転車と歩行者の誘導看板（図 5-21）	自転車道の入口部
一方通行につき進入禁止（図 5-22）	一方通行の自転車道の入口部
自転車はおりて通行してください（図 5-23）	自転車の押し歩きを推奨する箇所
自転車は徐行（図 5-24）	自転車通行可で通行部分の指定がされていない歩道



図 5-16



図 5-17



図 5-18



図 5-19



図 5-20



図 5-21



図 5-22

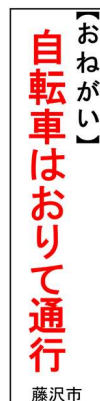


図 5-23



図 5-24

⑤ 設置位置

複数のサインを近接して配置すると、わかりにくいため、1.0m 以上離れて設置するものとする。

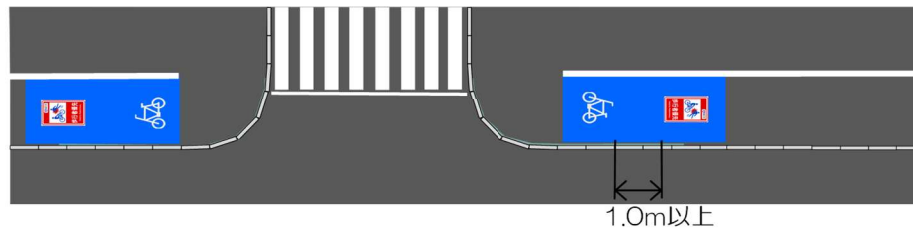


図 5-25 啓発サインと注意喚起サインの離隔

6. 今後の取組み方

6-1 整備形態選択の際の留意事項

自転車通行空間の整備形態の選択にあたっては、「4-10 自転車通行空間整備形態のフローチャート」によって整備形態を選択するという原則に従いながらも、次に列記するような様々なことに配慮して、それらを総合的に判断して行う必要がある。

1. 地元住民の意向

地域の実情を反映させるためにも、実際に自転車通行空間を利用する地元住民の方々の意見を聞き、自転車通行空間の整備方法に反映させる必要がある。

2. 交通管理者からの意見

円滑な自動車交通の阻害、歩行者、自転車の安全性確保の視点、道路交通法上のルール遵守等の観点による指導に従う必要がある。

3. 周辺の土地利用・交通量の状況

沿道への店舗や住宅等の立地状況により、車両の出入等を考慮する必要がある。また、自動車、自転車及び歩行者の交通量を考慮のうえ、整備形態を選択する必要がある。

4. 自転車通行空間のネットワーク

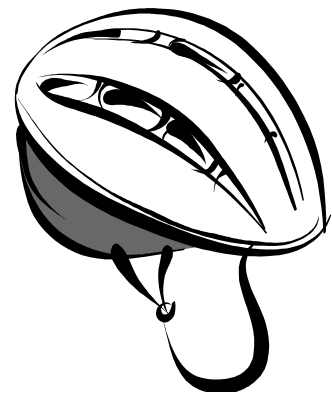
各路線・区間の整備形態を単独で考えるのではなく、それに続く路線・区間の状況、自転車通行空間の整備の見込み等を考慮して検討する必要がある。

5. 既存道路の状況

既存道路の改良にあたっては、舗装や構造物の耐用年数等を考慮し、今ある断面構成の中で工夫して整備を行うなど、コストの面で配慮が必要である。

6. その他

限られた空間の中への自転車通行空間整備であることから、必要なものをすべて盛り込むことは困難であり、空間の配分には慎重な判断が必要である。



6-2 今後の自転車通行空間整備への取組み

今後の自転車通行空間整備にあたっては、本書を基に行うこととなるが、整備にあたっては次のようなことに留意しながら行う必要がある。

① 自転車利用者の立場に立った整備

自転車通行空間については、これまで長く歩道通行を推奨してきた経過から、「歩道から車道へ」という大きな方針転換によって、利用者の混乱を生じる可能性が充分にあると考えられる。したがって、突然のルール変更により混乱を招かないような周知方法の徹底や、視覚的に通行可能な工夫を行うなど、利用者の立場に立った整備をしていくことが重要である。

② より良い自転車通行空間整備に向けた整備効果の検証

自転車通行空間については、国における研究が今後も行われていくことや、各自治体が整備を行う中で整備事例が増えていくことにより、より良い整備方法へ徐々に転換していくと考えられる。藤沢市内の整備においても、他自治体での事例等を参考にしながら整備を行っていくことが必要であり、「自転車通行空間整備の転換期」であることを認識し、整備した部分についての利用の仕方や整備効果の検証等から新たな自転車通行空間をより良いものにしていく姿勢を持つことが重要である。

③ 効率のよい整備に向けて

実際の整備を行っていく上で、緊急性の高い路線から整備を行うこと及び自転車通行空間のネットワークの考え方に基づいて整備をしていくことが、効率的な整備につながっていく。今後は、「藤沢市都市マスタープラン」等のまちづくりに関する計画や、「藤沢市都市交通計画」、また、自転車に関する「ふじさわサイクルプラン」など、各種計画によるまちづくり、交通、自転車関連の方向性に沿った形で整備を行っていく必要がある。

6-3 本書の見直しについての考え方

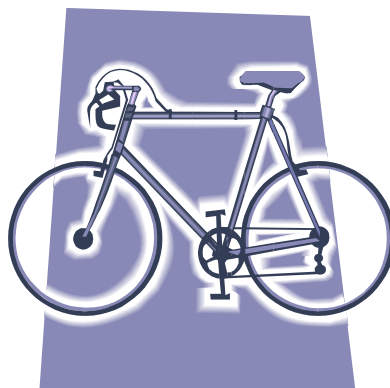
現在、自転車は、日常生活における身近な移動手段や、サイクリングなどレジャーの手段等として、多くの人に利用されている。今後も他市町や諸外国の整備事例等の情報を得る努力を継続し、地域の課題にあわせて良い事例は取り入れていく姿勢が必要である。

また、自転車利用環境は今が転換期であることから、利用環境の研究の進展に伴う内容の見直しや、社会経済状況の変化とともに、交通量、自転車の利用形態、関係法令等に変化が生じた場合は、必要に応じて本書を見直していく。

<参考文献>

- ・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和6年6月改定）」
国土交通省道路局・警察庁交通局
- ・「藤沢市都市交通計画（令和6年3月策定）」藤沢市
- ・「ふじさわサイクルプラン（令和6年3月改定）」藤沢市
- ・「交通事故防止対策事例集～生活道路の事故を減らすために～（平成20年12月）」
神奈川県交通安全対策協議会交通施設部会

ほか



藤沢市自転車通行空間のあり方

編集／ 藤沢市 道路下水道部 道路整備課
〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

2014年(平成26年) 9月策定

2016年(平成28年)11月改定

2017年(平成29年)11月改定

2020年(令和 2年) 3月改定

2026年(令和 8年) 3月改定

TEL0466-25-1111（代表）